【(中項目)1-4】		【評定】				
	4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	А			Α	
			H21	H22	H23	H24
			Α	Α	Α	Α
	伝統芸能に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	【評別	定】			
【(小項目)1-4-1】				Α		

【法人の達成すべき目標の概要】

伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するとともに、その理解の促進を図るため、調査研究を実施する。また、その成果を研究者や国民一般に提供するとともに、計画的な資料収集を行う。なお、事業の実施にあたっては次に掲げる事項に留意する。

- (1)調査研究については所期の目的を達成したものから見直しを行い、振興会ならではの特性のあるものに重点化を図る。
- (2) 成果については、インターネットなど多様な媒体を用いて公開する。
- (3)公演の映像記録については、必要な著作権等の処理を行った上で、劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に活用する。
- (4) 一般公開施設については、利用者の利便性の向上と広報活動の強化を図る。
- (5) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する公開の講座、公演記録映像の鑑賞会等を実施し、参加者数については前中期目標期間の実績以上とする。
- (6)一般利用者等の意見・要望等を聴取するとともに、外部の専門家等の意見を踏まえ、事業の充実に反映させる。

【インプット指標】

(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24
伝統芸能の調査研究	203	194	198	203	209
決算額(百万円)					
伝統芸能の調査研究	18	16	15	13	15
従事人員数(人)					
伝統芸能の資料の収	251	225	226	232	160
集·活用					
決算額(百万円)					
伝統芸能の資料の収	17	16	16	14	13
集·活用					
従事人員数(人)					
公演記録の作成・活	294	259	270	287	278
用、普及活動の実施					

H22

H23

H24

実績報告書等 参照箇所

H21

H20

中期目標期間事業報告書 46頁~52頁

決算額(百万円)					
公演記録の作成・活 用、普及活動の実施 従事人員数(人)	33	30	29	25	26

- 〇伝統芸能の調査研究
- 1)決算額は、
 - •振興会: 芸能記録作成費, 近代歌舞伎年代記編纂事業費
 - おきなわ財団:芸能記録作成費(財団委託費)を計上している。
- 2)従事人員数は、各館の調査研究等担当常勤職員及び国立劇場おきなわ業務管理職員の人数を計上している。

(本館調査記録課、能楽堂事業推進課調査資料係、文楽劇場事業推進課調査資料係、新国立劇場・おきなわ部管理課国立劇場おきなわ係) その際、役員及びその他の職員は勘案していない。

- ○伝統芸能の資料の収集・活用
- 1)決算額は、
 - 振興会:文化デジタルライブラリー構築事業費、資料収集活用費
 - おきなわ財団:資料収集活用費(財団委託費)を計上している。
- 2)従事人員数は、各館の調査研究等担当常勤職員及び国立劇場おきなわ業務管理職員の人数を計上している。

(本館資料サービス課、能楽堂事業推進課調査資料係、文楽劇場事業推進課調査資料係、新国立劇場・おきなわ部管理課国立劇場おきなわ係)

- その際、役員及びその他の職員は勘案していない。
- 〇公演記録の作成・活用、普及活動の実施
- 1)決算額は、
 - 振興会:芸能記録作成費、資料収集活用費
 - ・おきなわ財団:芸能記録作成費(財団委託費)、資料収集活用費(財団委託費)を計上している。
- 2) 従事人員数は、各館の調査研究等担当常勤職員及び国立劇場おきなわ業務管理職員の人数を計上している。

(本館調査記録課・資料サービス課、能楽堂事業推進課調査資料係、文楽劇場事業推進課調査資料係、新国立劇場・おきなわ部管理課国立劇場おきなわ係)

その際、役員及びその他の職員は勘案していない。

評価基準

【調査研究、資料収集及び活用】

〇上演の途絶えた演目又は場 1.調査研究・資料収集活用 面などの台本研究等を実施する (1) 上演資料集 とともに、自主公演の実施に際「【上演資料集の刊行状況】 し、上演・演目・台本・場面・演 出・演技等に関する過去の記録 等を調査した上演資料集を作成 し、上演内容への理解促進等に 活用したか。

〇近代における日本各地の歌 舞伎を主とした演劇興行に関す

実績

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
歌舞伎	7 冊	6 冊	7 冊	6 冊	8 冊
文楽	5 冊	5 冊	5 冊	5 冊	5 冊
組踊	3 ∰	3 ∰	3 冊	3 冊	3 冊
合計	15 冊	14 冊	15 冊	14 ∰	16 冊

(2) 近代歌舞伎年表•義太夫年表

「近代歌舞伎年表 名古屋篇|第三巻(21年3月) 刊行 「近代歌舞伎年表 名古屋篇」第四巻(22年3月)

・公演内容の充実を図 り、観客の理解促進を図 るための上演資料集の 作成. 近代歌舞伎年表、 義太夫年表の作成・刊 行準備・調査、古文献の 復刻、沖縄芸能史年表 の刊行などは、国立劇 場ならではの取組として 評価したい。

文化デジタルライブラリ

分析:評価

る記録を調査し、「近代歌舞伎 年表」を作成し、再演等に活用し たか。

また、昭和以降に上演された文 楽の年表の刊行に向けた準備 を行ったか。

〇国立劇場で上演する伝統芸 能に関し、古文献の復刻、意識 及び実態に関する調査統計資 料の作成等を実施し、公演の充 実等に活用したか。また、伝統 芸能への理解の促進に資する ための書籍等を刊行したか。

○組踊等沖縄伝統芸能に関し、 「沖縄芸能史年表」を作成し、再 演等に活用したか。

〇伝統芸能関係図書、歌舞伎 錦絵等博物資料、主催公演の 上演情報等の収集及び分類整 理を行い、閲覧に供したか。 また、収集した図書及び資料等

により、芸能資料に関する目録・ 図録等の作成、他の博物館施 設等への貸与を行ったか。

○デジタル技術により、収集した 資料のデータベース化や収集し た資料等を活用したデジタルコ ンテンツの充実など、文化デジタ ルライブラリー等の整備を行い、 インターネットにより公開したか。

	「近代歌舞伎年表 名古屋篇」第五巻(23年3月)
	「近代歌舞伎年表 名古屋篇」第六巻(24年3月)
	「近代歌舞伎年表 名古屋篇」第七巻(25年3月)
	「義太夫年表 昭和篇」第一巻(24年3月)
TU公子	「近代歌舞伎年表 名古屋篇」第八巻
刊行準	「義太夫年表 昭和篇」第二巻
	「近代歌舞伎年表 名古屋篇」劇界記事の作成
調査作	業 「近代歌舞伎年表 名古屋編」原稿作成のための興行カード作成
	「義太夫年表 昭和篇」第三巻以降の資料調査

	2143/7/212 11/2/33/10/10/10/10
調査作業	「近代歌舞伎年表 名古屋編」原稿作成のための興行カード作成
	「義太夫年表 昭和篇」第三巻以降の資料調査
文献の復刻等	
	「系統別歌舞伎戯曲解題」上(20年 12月)
	「系統別歌舞伎戯曲解題」中<歌舞伎資料選書・11>(22 年 3 月)
	「系統別歌舞伎戯曲解題」下の一〈歌舞伎資料選書・11〉(23 年 1 月)
	「系統別歌舞伎戯曲解題」下の二・索引〈歌舞伎資料選書・11〉(24 年 1 月)
	「芝居見たまま 明治篇」第一巻〈歌舞伎資料選書・12〉(25 年 2 月)
	「豊竹山城少掾覚書」〈演芸資料選書・9〉(22 年 2 月)
	「エノケン喜劇のドラマツルギー-榎本健一と菊谷栄が見た夢-」〈演芸資料選書・10〉(25
	年3月)
	「梅雨濡仲町」〈未翻刻戯曲集・16〉(22 年 3 月)
刊行	「蟒於由曙評仇打」〈未翻刻戯曲集・17〉(23 年 3 月)
נו ניו	「桜清水清玄・都鳥廓白波」〈未翻刻戯曲集・18〉(24年3月)
	「小幡怪異雨古沼」〈未翻刻戯曲集・19〉(25 年 3 月)
	「梅雨濡仲町」〈正本写合巻集・5〉(22 年 3 月)
	「契情曽我廓亀鑑」〈正本写合巻集・6〉(22 年 7 月)
	「青砥稿花紅彩画」〈正本写合巻集・7〉(23 年 2 月)
	「正本写合巻年表」〈正本写合巻集·別冊〉(23 年 3 月)
	「都鳥汀松若」〈正本写合巻集・8〉(24 年 2 月)
	「御家のばけもの」〈正本写合巻集・9〉(24年3月)
	「糸廼時雨越路一諷」〈正本写合巻集・10〉(24 年 11 月)
	「怪談木幡小平次・小幡怪異雨古沼」〈正本写合巻集・11〉(25 年 3 月)

一へのアクセス件数は 前期中期目標期間平均 に比べて 16 万人以上増 えている。

- 展示公開の実施回数 は、前中期日標期間合 計に比べて10回増加 し、来場者数も30万人 近く増えている。
- ・講座等の回数は前中 期目標期間合計に比べ て 36 回増加し、参加者 数も 5.539 人増加してい
- 参加者へのアンケート 調査の結果、有意義で あったと回答した参加者 の割合も前中期目標期 間 88.6%から今中期目標 期間 89.4%に増加してお り、成果が見られる。

〇収集した資料等を各劇場施設 の目的に沿って次のとおり展示 公開したか。

- ·伝統芸能情報館資料展示室 (年3企画程度)
- ·演芸資料館資料展示室(年 3企画程度)
- ·能楽堂資料展示室(年4企 画程度)
- ·文楽劇場資料展示室(年5 企画程度)
 - ・国立劇場おきなわ資料展示室(年4企画程度)

○展示公開にあたっては、一般 公開施設について来場者の利 便性の向上と広報活動の強化を 図ったか。

〇資料展示室の来場者数については、前中期目標期間の実績以上としたか。

【公演記録の作成・活用、普及 活動】

〇主催公演を中心に演技・演出 等の記録を録音・録画・写真等 により適切に作成・保存し、閲 覧・視聴に供したか。

○公演記録映像については、鑑 賞会等を開催するとともに、必要 な著作権処理を行った上で、劇 場上映やインターネット配信、販

	「国立文楽劇場所蔵義太夫節 SP レコード目録」(21 年 1 月)	Ī
	「日本の伝統芸能講座 舞踊・演劇」(21年3月)	
	古典芸能入門シリーズⅣ「文楽の衣裳」(21 年 3 月)	
	「かぶきの本」(22 年 12 月)	
	「国立能楽堂調査研究 5」(23 年 3 月)	
	「歌舞伎俳優名跡便覧」第四次修訂版(24年1月)	
	「のう・きょうげんの本」(24 年 1 月)	
	「ぶんらくの本」(24年3月)	
	「国立能楽堂調査研究 6」(24 年 3 月)	
	「芝居見たまま 明治篇」第二巻〈歌舞伎資料選書・12〉の文献調査	
刊行準備	「未翻刻戯曲集・20」の古文献調査	
	「正本写合巻集」2 冊の古文献調査及び原稿準備	

(4) 沖縄芸能史年表

1 11 0 22	170/2	· ·
		沖縄芸能史年表「第5集」(上·下巻)(21年3月)
		沖縄芸能史年表「戦前編」(22 年 3 月)
		沖縄芸能史年表「第6集」(22年3月)
刊	行	沖縄芸能史年表「第7集」(23年3月)
		沖縄芸能史年表「第8集」(24年3月)
		国立劇場おきなわ芸能資料集「新城喜一 沖縄芝居大道具帳(下巻)」(24年3月)
		沖縄芸能史年表「第9集」(25年3月)

(5) 資料の収集・活用

【収集実績·利用状況】

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
【収集】					
図書	6,135 Ⅲ	5,940 冊	6,060 ⊞	5,131 冊	5,197 ጠ
資 料	7,148 点	4,952 点	5,676 点	5,481 点	10,264 点
【利用状況】					
閲覧室利用者数	7,380 人	10,695 人	10,461 人	10,320 人	10,471 人
映像音声等資料閲覧件数	4,670 件	3,496 件	3,380 件	4,300 件	4,719 件
写真複製使用件数	302 件	457 件	477 件	478 件	406 件
視聴利用者	4,265 人	4,435 人	4,240 人	4,441 人	4,768 人
【データベース化】					
図書	15,928 件	12,018 件	12,039 件	12,000 件	8,500 件

売等の一層の有効活用を図った か。

〇伝統芸能及び現代舞台芸術 に関する公開の講座、鑑賞会等 を実施したか。

〇実施に当たっては、広報活動 を十分に行い、前中期目標期間 の実績以上の参加者数を確保し たか。

〇適宜、参加者へのアンケート 調査を行い、平均して回答者の 80%以上から有意義であったと 回答されるよう内容について検 討し、さらに充実を図ったか。

〇公演の実施にあわせた関連 講座、展示等を適宜実施した か。

資料(錦絵)	_	_	_	150 点	150 点
資料(ブロマイド)	508 点	520 点	520 点	303 点	278 点
上演情報	136 公演	146 公演	147 公演	118 公演	176 公演
公演記録写真	20,443 枚	26,274 枚	23,062 枚	23,109 枚	31,375 枚
扮装図鑑	7 公演	7 公演	7 公演	7 公演	8 公演

(6) 資料を活用した刊行

- ・「国立能楽堂コレクション展 | 図録(20年4月)
- ・「住友コレクション」図録の刊行(20年10月)
- ・「芝居版画等図録 第12集」(21年3月)
- ・「歌舞伎絵 文楽人形絵 長谷川昇」図録の刊行(21年11月)
- ・「細見コレクションー琳派にみる能一」図録の刊行(21年12月)
- ・「百万」図録の刊行(22年3月)
- ・ 特別展「能面に見る女性表現―女面の成立と変遷― |展示図録の刊行(22 年 11 月)
- ・ 特別展「松坂屋コレクション展 能装束 能面展」展示図録の刊行(23年9月)
- ・ 英文演目解説「The Guide to Noh of the National Noh Theatre —1」(24 年 3 月)
- ・ 特別展「加賀の能楽名品展」展示図録(24年9月)
- ・ 英文演目解説「The Guide to Noh of the National Noh Theatre —2 (25 年 3 月)
- ・「国立能楽堂調査研究 7」(25 年 3 月)
- ・ 企画展「『観世文庫展』報告書」(25年3月)
- (7) デジタルコンテンツの作成
- ・「能楽編 その二」、「歌舞伎編 その四」(20年度)
- ・「文楽編 近松門左衛門」、「能楽編 葵上・隅田川」(21 年度)
- ・「歌舞伎編 鶴屋南北」、「文楽編 作品解説」(22 年度)
- ・「歌舞伎編 黙阿弥」、「文楽編 作品解説」(23 年度)
- ・「琉球芸能編 組踊」、「大衆芸能編 寄席」(24年度)
- (8) インターネットによる公開

【文化デジタルライブラリーホームページへのアクセス件数】

(単位:件)

前中期平均	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	今中期平均
233,991	312,590	338,245	426,910	445,148	473,258	399,230

(9) 展示公開

【展示公開の実施回数及び来場者数】

区分	前中期合計	中期計画	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	今中期合計
伝統芸能情報館	20 回	3 回程度	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	20 回
資料展示室	162,865 人	_	46,323 人	45,897 人	46,394 人	45,114 人	46,362 人	230,090 人
冷共坦次州最二帝	18 回	3 回程度	4 回	4 回	4 回	4 回	3 回	19 回
演芸場資料展示室	84,450 人	_	39,497 人	37,242 人	33,961 人	34,556 人	38,867 人	184,123 人
化容置次型量二字	19 回	4 回程度	5 回	5 回	5 回	4 回	5 回	24 回
能楽堂資料展示室	94,026 人	_	27,668 人	27,653 人	25,324 人	33,293 人	28,231 人	142,169 人
立	23 回	5 回程度	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	25 回
文楽劇場資料展示室	321,134 人	_	69,813 人	72,339 人	66,981 人	65,715 人	81,141 人	355,989 人
国立劇場おきなわ	18 回	4 回程度	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	20 回
資料展示室	16,052 人		13,976 人	12,265 人	12,765 人	11,907 人	11,248 人	62,161 人
合 計	98 回	19 回程度	22 回	22 回	22 回	21 回	21 回	108 回
合 計	678,527 人		197,277 人	195,396 人	185,425 人	190,585 人	205,849 人	974,532 人

中期目標期間中の、各年度の主な実施内容は次のとおり。

(各展示室)

- ・ (20 年度)能楽堂「開場 25 周年記念国立能楽堂コレクション展」、国立劇場おきなわ「組踊名優の世界」
- ・ (21 年度)文楽劇場「文楽劇場名舞台 25 年」、演芸場「国立演芸場 30 年の歩み」
- ・ (22 年度)伝統芸能情報館「歌舞伎俳優養成 40 年の歩み」、国立劇場おきなわ「折口信夫と沖縄 芸能」
- ・ (23 年度)伝統芸能情報館「組踊と琉球芸能」、能楽堂「松坂屋コレクション能装束・能面展」
- ・ (24 年度)能楽堂「観世文庫展」、文楽劇場「昭和初期の文楽」

(その他)

- ・ 20 年度に、国際交流基金と日本芸術文化振興会の共催で「歌舞伎錦絵展覧会・歌舞伎舞踊レクチャーデモンストレーション」をインドネシア(スラバヤ・ジャカルタ)とタイ(バンコク)の 3 都市で行い、国立劇場所蔵の錦絵・資料パネルなどを公開展示した。
- ・ 能楽堂では、開場 25 周年を記念し、巡回展「国立能楽堂コレクション展」を、20 年度は地方の 4ヶ所の美術館 との協力で開催し、21 年度は松坂屋美術館(名古屋)及び細見美術館(京都)との協力で開催した。
- ・ 能楽堂の企画展「観世文庫展」は、特別企画公演「世阿弥自筆本による能」と連携して開催した。観世文庫創立 20 周年記念の年にあたり、同文庫所蔵の特別協力により世阿弥自筆本(重要文化財)ほかの貴重な資料を展示した。また、展示成果を「『観世文庫展』報告書」として刊行した。
- 2. 公演記録の作成・活用、普及活動の実施
- (1) 自主公演の記録の作成

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
-----	-------	-------	-------	-------	-------	--

本館•演芸場	66 公演	65 公演	63 公演	66 公演	67 公演
能楽堂	61 公演	51 公演	54 公演	53 公演	51 公演
文楽劇場	16 公演	15 公演	16 公演	14 公演	15 公演
国立劇場おきなわ	30 公演	29 公演	27 公演	28 公演	29 公演

(2) 公演記録映像の有効活用

- ・ 各館の視聴室において、出演者、一般来場者の視聴に供するとともに、必要な著作権処理を行った上で、出 演者、放送局等からの要望に応じて複製物を提供した。
- ・ 文楽公演の DVD、演芸(落語等)の CD、義太夫節の CD を外部の製作会社と協力して以下のとおり作成した。 (21 年度)
 - · 文楽 DVD「菅原伝授手習鑑」全 4 枚
 - ・ 演芸 CD「演芸場開場 30 周年記念 東西名人揃いぶみ ICD-BOX10 枚組
 - ・ 文楽 DVD「義経千本桜 |全 4 枚

(22 年度)

- ・ 文楽 DVD「仮名手本忠臣蔵」全 4 枚
- ・ 「二世豊竹古靱太夫(山城少掾)義太夫名演集」CD9 枚+DVD1 枚

(23 年度)

・ 文楽 DVD「妹背山婦女庭訓」全 5 枚

(24 年度)

- 文楽「冥途の飛脚」の DVD(全 2 枚)
- ・ 23 年度に、国立劇場開場から 45 周年までの足跡を振り返る「映像でたどる国立劇場の歌舞伎」を大劇場で 3 回実施し、開場以来の公演記録映像を活用した。
- ・ 23 年度の雅楽公演「舞楽 蘇合香 一具〈後編〉」(2 月、本館大劇場)の上演に際して、前年度の同公演の公演記録映像の上映会「映像で見る大曲蘇合香 一具〈前編〉」を上演前に実施した。
- ・ 23 年度の琉球芸能公演「組踊と創作舞踊 おきなわ芸能の今、そしてこれからIV」(3 月、本館小劇場)の 上演に際して、伝統芸能情報館レクチャー室で、昭和 40・50 年代に国立劇場で実施した琉球芸能公演の 記録映像の上映会「「琉球舞踊」名舞台映像鑑賞会」を実施した。
- ・・・能楽堂では、公開講座の解説に公演記録映像を活用した。
- ・ 国立劇場おきなわで、24 年度に開場 10 周年記念プレ事業として、「芸能づくしの1週間!公演記録鑑賞会」を小劇場で開催し、開場当時の公演記録映像(13 公演)を上映した。

(3) 講座等の実施

・ 伝統芸能に関する公開の講座、公演記録映像の鑑賞会等を実施した。実施に当たっては、参加者へのアンケート調査を行い、平均して回答者の 80%以上から有意義であったと回答されるよう内容について充実を図った。

年 度	回数	参加人数	有意義回答の 割合
前中期合計	216 回	26,618 人	88.6%
20 年度	49 回	6,721 人	89.1%
21 年度	49 回	6,429 人	91.0%
22 年度	47 回	5,957 人	88.8%
23 年度	53 回	6,602 人	88.8%
24 年度	53 回	6,448 人	89.2%
今中期平均	252 回	32,157 人	89.4%

中期目標期間中の、各館での主な実施内容は次のとおり。(実施回数は 24 年実績)

- ・ (伝統芸能情報館)伝統芸能サロン(隔月)、公演記録鑑賞会(毎月)
- · (能楽堂)能楽鑑賞講座(毎月)、能楽特別講座(年2回)
- · (文楽劇場)公演記録鑑賞会(毎月)
- ・ (国立劇場おきなわ)沖縄伝統芸能公開講座(年4回)、公演記録鑑賞会(年4回)、国立劇場おきなわ県外講演(年1回)
- ・ 上記のほか、公演内容の理解促進を図るため、公演に合わせたトークイベントやロビー内展示を適宜実施した。

【(小項目)1-4-2】

現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

【評定】

В

【法人の達成すべき目標の概要】

伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するとともに、その理解の促進を図るため、調査研究を実施する。また、その成果を研究者や国民一般に提供するとともに、計画的な資料収集を行う。なお、事業の実施にあたっては次に掲げる事項に留意する。

- (1)調査研究については所期の目的を達成したものから見直しを行い、振興会ならではの特性のあるものに重点化を図る。
- (2)成果については、インターネットなど多様な媒体を用いて公開する。
- (1)公演の映像記録については、必要な著作権等の処理を行った上で、劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に活用する。
- (4)一般公開施設については、利用者の利便性の向上と広報活動の強化を図る。
- (5) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する公開の講座、公演記録映像の鑑賞会等を実施し、参加者数については前中期目標期間の実績以上とする。
- (6)一般利用者等の意見・要望等を聴取するとともに、外部の専門家等の意見を踏まえ、事業の充実に反映させる。

H20	H21	H22	H23	H24
В	В	В	В	В

実績報告書等 参照箇所

中期目標期間事業報告書 53頁~56頁

【インプット指標】

(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24
現代舞台芸術の調査	7	3	8	10	11
研究					
決算額(百万円)					
現代舞台芸術の調査	7	7	7	6	4
研究					
従事人員数(人)					
現代舞台芸術の資料	145	148	146	141	145
の収集・活用					
決算額(百万円)					
現代舞台芸術の資料	7	7	7	6	4
の収集・活用					
従事人員数(人)					
公演記録の作成・活	16	14	12	9	8
用、普及活動の実施					
決算額(百万円)					
公演記録の作成・活	7	7	7	6	4
用、普及活動の実施					
従事人員数(人)					

- ○現代舞台芸術の調査研究
- 1)決算額は、新国財団:一般管理費(調査研究、図書・資料収集)(財団委託費)を計上している。
- 2)従事人員数は、新国立劇場・おきなわ部管理課新国立劇場係の常勤職員の人数を計上している。その際、役員及びその他の職員は勘案していない。
- ○現代舞台芸術の資料の収集・活用
- 1)決算額は、新国財団:情報システム借料、情報システム維持管理費、一般管理費(図書・資料収集、閲覧室業務)(財団委託費)を計上している。
- 2)従事人員数は、新国立劇場・おきなわ部管理課新国立劇場係の常勤職員の人数を計上している。
- その際、役員及びその他の職員は勘案していない。
- ○公演記録の作成・活用、普及活動の実施
- 1)決算額は、新国財団:一般管理費(公演記録データ管理、閲覧室業務、展示公開、講座等)(財団委託費)を計上している。
- 2) 従事人員数は、新国立劇場部の常勤職員の人数を計上している。

その際、役員及びその他の職員は勘案していない。

評価基準	実績	分析∙評価
------	----	-------

査研究、資料収集及び活用】

○新国立劇場で上演する現代 舞台芸術に関し、上演や作品に ついての資料調査を実施し、公 演の充実等に活用したか。

〇現代舞台芸術に関する図書、 文献資料、視聴覚資料、主催公 演の上演情報等を収集し、閲 覧・視聴に供したか。

〇他の劇場施設等への貸与を 行ったか。

〇収集した資料等を舞台美術センター資料館に、年2企画程度、 展示公開したか。

〇舞台美術センター資料館の来 場者数については、前中期目標 期間の実績以上としたか。

【公演記録の作成・活用、普及活動】

〇主催公演を中心に演技・演出 等の記録を録音・録画・写真等 により適切に作成・保存し、閲 覧・視聴に供したか。

〇公演記録映像については、鑑賞会等を開催するとともに、必要な著作権処理を行った上で、劇場上映やインターネット配信、販売等の一層の有効活用を図った

- 1. 調查研究•資料収集活用
 - (1) 海外戯曲の翻訳に関する調査研究・活用
 - ・ 21 年度より、宮田慶子演劇芸術監督及び企画サポート委員による「企画サポート会議」を毎月開催し、その成果として、「マンスリー・プロジェクト」を実施した。また、その記録内容をホームページにて公開した。
 - ・ 24 年度に、情報センター現代戯曲研究会翻訳の戯曲から、他の劇場において 4 作品が上演された。

(2) 新訳戯曲等の刊行

	2009 年 4 月リーディング上演「最後の炎」
22 年度	2010/2011 シーズン演劇公演「ヘッダ・ガーブレル」
22 平及	2010/2011 シーズン演劇公演「焼けたトタン屋根の上の猫」
	2010/2011 シーズン演劇公演「わが町」
	2010/2011 シーズン演劇公演「ゴドーを待ちながら」
23 年度	2011/2012 シーズン演劇公演「パーマ屋スミレ」
	2011/2012 シーズン演劇公演「負傷者 16 人」
	2011/2012 シーズン演劇公演「サロメ」
24 年度	2012/2013 シーズン演劇公演「るつぼ」
	2012/2013 シーズン演劇公演「音のいない世界で」

- (3) 上演作品や国内外の劇場・芸術団体等の実態及び活動状況に関する調査研究
 - ・ 英独仏の現代戯曲の最新情報を蓄積、発信し、加えて現代戯曲の翻訳上演についての問題意識を高めるため、演劇芸術監督と演劇制作が中心となり19年4月より21年8月まで月に一度「現代戯曲研究会」を開催した。
- (4) 海外の主要劇場の調査研究・活用
 - ・ 国内外の劇場の運営主体、組織図、勤務者数、公演入場率等について、劇場のホームページや年報などの 情報を基に調査・比較を行った。
 - ・ 総裁や芸術監督の決定時期や任期、再任の可否等を、当該劇場関係者へのヒアリング等を実施して調査・比較を行った。
 - ・ 2010/2011 シーズンより、ナショナル・シアター(国立劇場)を中心に、世界各国の劇場の概要をプログラム、ホームページにおいてシリーズで発信した。
- (5) 主催公演の公演記録映像等の整理・活用等
 - ・ 主催公演の公演記録映像、写真、舞台演出・美術資料などについて、整理・保存を行った。
 - ・ 公演記録映像を順次デジタル化し、デジタル化した記録は、他の資料とともに随時所蔵品管理システムに登録した。
- (6) 過去の上演作品に関する著作権等の調査・活用等
 - ・ 新国立劇場ホームページでの掲載情報について、著作権等の調査を実施し、記述内容を随時更新した。
- (7) 日本の近代の洋舞上演に関する調査結果の公開

・現代舞台芸術に関する調査研究については、演劇では、マンスリープロジェクトの実施、新訳戯曲の刊行が行われているが、オペラやバレエでは、まだ目に見える形で実施されていない。

・資料の利用状況については、情報センター閲覧室で平成20年度に比べて利用者が増加しているが、図書貸出し、舞台美術センター資料館の利用者は減少している。

・展示については、平成 20 年度比で実施回数が 8 回増加しているにもか かわらず、来場者は 820 か。

〇伝統芸能及び現代舞台芸術 に関する公開の講座、鑑賞会等 を実施したか。

〇実施に当たっては、広報活動 を十分に行い、前中期目標期間 の実績以上の参加者数を確保し たか。

〇適宜、参加者へのアンケート 調査を行い、平均して回答者の 80%以上から有意義であったと 回答されるよう内容について検 討し、さらに充実を図ったか。

〇公演の実施にあわせた関連 講座、展示等を適宜実施した か。

- ・ 20 年度に、「日本洋舞史年表VI 1984~1985」を刊行した。
- ・ 「日本洋舞史年表 I ~VI」(1900~1985)を、新国立劇場ホームページで公開した。24 年度には、この資料に 所収の洋舞史データを、提携先の学校法人東成学園・昭和音楽大学舞台芸術センターバレエ研究所に提供し た。

(8) 資料の収集と公開

【収集実績·利用状況】

区 分		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
【収集】						
	図書	4,004 冊	4,442 ⊞	2,549 冊	3,860 冊	3,728 冊
	視聴覚資料	87 点	43 点	82 点	181 点	78 点
【利用状》	₹】					
情報センク	情報センター閲覧室利用者		24,115 人	27,218 人	26,879 人	29,708 人
(ch */-)	ビデオブース利用者	4,133 人	3,603 人	2,846 人	2,635 人	2,824 人
(内数)	ビデオシアター利用者	3,015 人	3,420 人	3,321 人	3,190 人	3,110 人
図書貸出		1,157 件	908 件	664 件	728 件	685 件
舞台美術センター資料館利用者		1,397 人	1,048 人	1,381 人	982 人	1,197 人
(内数)	AV コーナー利用者	657 人	423 人	309 人	247 人	456 人

- ・・主催公演に関連する各種の参考書籍を開架にて、一般利用者が閲覧できるようにした。
- ・ 図書資料管理及び所蔵品管理システムにより、図書・視聴覚資料、その他各種寄贈資料について、一般の利用者がインターネット上及び閲覧室内で検索可能な態勢を整えたほか、一部の資料についてはシステム画面上での閲覧にも供した。

(9) 展示

【展示公開の実施回数及び来場者数】

区分	前中期合計	中期計画	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	今中期合計
舞台美術センター資	10 回	2 回	5 回	4 回	5 回	4 回	5 回	18 回
料館	6,825 人	_	1,397 人	1,048 人	1,381 人	982 人	1,197 人	6,005 人

- ・ 舞台美術センター資料館において、常設展を開催したほか、新国立劇場公演と関連した企画展を開催した。各年 度の主な実施内容は次のとおり。
 - (20 年度)「木下順二と「オットーと呼ばれる日本人」
 - (21 年度)「シェイクスピア展」
 - (22 年度)「シェイクスピア展」
 - (23 年度)「JAPAN MEETS -現代劇の系譜をひもとく」
 - (24 年度)「美×劇ー三島由紀夫と泉鏡花の世界」

人減少している。

- ・講座等の実施状況では、回数、参加者数ともに増加しているが、有意義回答の割合が97.4%から86.3%に低下している。
- ・展示や講座については、利用者の視点に立った改善を求めたい。

20 年度に、巡回展「現代演劇ポスター展・新国立劇場所蔵品による」を、埼玉・茨城・神奈川で実施した。

(10) 出版物の刊行

	「日本のオペラ」
23 年度	「日本/海外 作家略年譜集」
	「要点 日本演劇史」
	「戦後のオペラ 1945~2013」
24 年度	「日本のバレエ 三人のパブロワ」
	「ピーター・グライムズ リブレット対訳」
	「新国立劇場名作オペラ 50 鑑賞入門」(新国立劇場監修、世界文化社から刊行)

2. 公演記録の作成・活用、普及活動の実施

- (1) 主催公演の記録の作成・活用
 - 主催公演を中心に、録音・録画・写真等による記録を作成し、閲覧・視聴に供した。
 - ・ 公演記録写真について、新国立劇場ホームページ上に「舞台写真・公演記録」ページを設け、平成9年の開場 以降ほぼ全ての公演の記録写真を一般の閲覧に供した。
 - ・ DVD 現代舞台芸術鑑賞会を、舞台美術センター資料館及び新国立劇場情報センターで実施した。
 - ・ 公演記録映像を利用して、団体観劇者・学校・劇場見学者を対象に、レクチャーや研修会を情報センタービデオシアターで実施した。
 - ・ 24 年度に、外部制作会社等との連携により、情報センター編集・製作(平成 22 年度オペラ編)の現代舞台芸術 入門オンラインツアーを使用した DVD を含む書籍「新国立劇場名作オペラ 50 鑑賞入門」が世界文化社から刊 行された。

(2) DVD の製作・販売

・ 21 年度に、世界文化社に協力し、新国立劇場バレエ団のオフィシャル DVD BOOKS を製作・販売した。(vol.1 「白鳥の湖」、vol.2「ライモンダ」、vol.3「ドン・キホーテ」、vol.4「くるみ割り人形」)

(3) 講座等の実施

・現代舞台芸術に関する公開の講座、公演記録映像の観賞会等を実施した。

【講座等の実施状況】

年 度	回数	参加人数	有意義回答の 割合	
前中期合計	62 回	1,759 人	97.4%	
20 年度	17 回	704 人	71.5%	
21 年度	39 回	3,861 人	86.6%	

22 年度	24 回	3,445 人	94.1%
23 年度	37 回	2,932 人	85.7%
24 年度	39 回	3,782 人	93.5%
今中期合計	156 回	14,724 人	86.3%

中期目標期間中の、主な実施内容は次のとおり。(実施回数は 24 年実績)

- ・ (舞台美術センター) DVD 現代舞台芸術鑑賞会(毎月)、現代舞台芸術入門講座(年1回)
- · (新国立劇場) DVD 現代舞台芸術鑑賞会(14 回)、現代舞台芸術入門講座(12 回)
- ・ 上記のほか、公演内容の理解促進を図るため、公演に合わせたトークイベントやロビー内展示を適宜実施した。

(4) 現代舞台芸術入門オンラインツアーの公開

- ・ 次のコンテンツを制作し、ホームページで公開した。なお、このコンテンツの一部を編集して DVD を製作し、新国立劇場ビデオシアターでの上映、学校等への頒布や広報資料として活用する。
- ・(22年度)「オペラのつくりかた」
- ・ (23 年度)「バレエのつくりかた」
- ・ (24 年度)「演劇のつくりかた」

	Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項	【評点	Ē]		_				
					Α				
(大項目)2】		H2	O H:	21	H22	H23	H24		
		Δ		A	Α	Α	Α		
:	業務運営の効率化	【評算	≣]	•					
					Α				
【(中項目)2-1】		H2	О Н	21	H22	H23	H24		
		Q		A	Α	А	Α		
【(小項目)2-1-1】	効率化に関する取組み		【評定】		A				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】				A				
運営費交付金を充当し	して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、事務手続きの簡素化や、競争入札の推進、外	部委	H20	H21	H2	2 H23	B H24		
託の範囲の拡大等により、	業務の効率化を進め、中期目標の期間中、一般管理費15%以上、業務経費毎事業年度につき1%	以上	Α	Α	A		A A		
の効率化を図る。ただし、	退職手当、特殊要因経費はその対象としない。		実績報告		照簡所				
(1)固定経費の節減		•				57頁~6	1 百		
国立劇場等の管理運営	業務については、外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図る。		1 771 17	(7911-1 1 2					
評価基準	実績				分	析∙評価			
〇中期目標期間中に、退					_	効率化に関す			
手当、特殊要因経費を除る						平成21年度			
一般管理費などの事務的						システム、ノ			
費については15%以上、						テム等につい			
業費についても毎事業年		八情幸	マキュリ	ティ対策に		テムを構築			
につき1%以上の効率化						23年度には総合チケッ			
図ったか。	図ったか。 ・ (21 年度)財務会計システム、人事給与システム及び出演者公演管理システム等について、一層の効率化を目的						トシステムの開発に着手		

○効率的な情報システムの整備により、各事業の効果的・効率的な運営を支援したか。

○情報システムの整備に当

- ・ (21 年度)財務会計システム、人事給与システム及び出演者公演管理システム等について、一層の効率化を目的 トシステムの開発に着手 とした統合システムの構築を行った。また、基金助成システムについて、データ管理機能の充実や財務会計シス した。平成24年度には テムとの連係機能の追加による業務の効率化を図った。 ネットワーク機器の活用
- ・ (22 年度)情報システム全般に係る運用管理業務の委託内容の見直し、システム全般の安定性、安全性、信頼性を向上させた。
- ・ (23 年度)ネットワーク機器・サーバーを更新し、システム全般の安定性、安全性、信頼性を向上させた。また、チ ムについては、お客様の ケット販売関係システムの最適化を図り、総合チケットシステムの開発に着手した。 視点に立ったさらなる改
- ・ (24 年度)振興会内各業務システムの安定稼動のため、ネットワーク機器の活用による遠隔保守体制を構築し、メ 善が望まれる。

 たってはセキュリティー対策に十分留意したか。

〇手続きの簡素化等により、 業務運営の効率化及び利用 者の利便性の向上を図った か。

〇国立劇場等の管理運営業務については、外部委託の 範囲を拡大し、一層の経費 削減を図ったか。

〇省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレス化等を推進し、使用資源の縮減を図り、環境に配慮した業務運営に努めたか。

○業務運営の効率化等の進 捗状況を踏まえ、組織機構 の在り方について検討を行 い、必要な措置を講じたか。

○情報開示の推進については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底するとともに、国民が最新の情報を円滑に得られるよう、ホームページにおける情報アクセスを容易にするなど、必要な措置を講じたか。

ンテナンス業務の強化と対応の迅速化を図った。

(2) 事務手続きの簡素化

・ 館内 LAN を介してのグループウェアや内部ホームページ等の活用により、事務手続きの効率的な実施と事業の 速やかな実施に努めた。

(4) 省エネルギー、リサイクルの推進

- ・ 冷暖房の抑制、照明の減灯、照明器具への人感センサーの設置、夏季の軽装勤務奨励(クールビズ)などを実施して光熱水量の削減を図った。また、ゴミの分別の徹底、グループウェアの活用等によるペーパーレス化などに努めた。
- ・ 特定地球温暖化対策事業所(国立劇場及び演芸場、新国立劇場)の指定による「地球温暖化対策中期計画書」 の作成と二酸化炭素(CO2)の削減を推進した。
- ・ 23 年度には、本館の暖房・給湯用ボイラーの燃料を、重油からガスへ転換して CO2 削減を推進した。

○省エネルギー、廃棄物減 【省エネルギー・リサイクルの推進状況】

		20 年	度	21 :	年度	22 年度		23 年	度	24 年度	
事項	区分	実績	前年度比	実績	前年度比	実績	前年度比	実績	前年度比	実績	前年度比
	電気使用 量(kwh)	8,899,562	△4.0%	8,839,532	△0.7%	8,832,820	△0.1%	7,714,983	△12.7%	7,946,120	3.0%
光熱水量	ガス使用 量(m³)	308,814	△5.1%	287,837	△6.8%	306,620	6.5%	400,658	30.7%	414,001	3.3%
	水道使用 量(m³)	66,322	△1.3%	64,164	△3.3%	62,562	△12.4%	60,513	△3.3%	60,765	0.4%
	一般廃棄 物(kg)	85,762	△38.9%	79,646	△7.1%	76,017	△7.1%	78,521	3.3%	77,002	△1.9%
廃棄物	再利用廃 棄物(kg)	195,601	2.4%	169,819	△13.2%	152,125	△11.4%	147,655	△2.9%	144,695	△2.0%
	産業廃棄 物(kg)	72,015	△14.2%	71,319	△0.9%	73,305	△1.2%	78,829	7.5%	78,690	△0.2%
ペーパー	コピー枚 数(枚)	2,500,901	17.3%	2,558,731	2.3%	2,416,502	△5.6%	2,480,578	2.7%	2,480,800	0.0%
レス化	用紙購入 枚数(枚)	2,923,500	△26.1%	3,061,100	4.7%	3,478,000	13.6%	3,647,500	4.9%	3,650,500	0.1%

- ※23 年度に本館の暖房・給湯用ボイラーの燃料を重油からガスへ転換したことによりガスの使用料が増加している。
- ※ 用紙購入枚数には、簡易印刷機(リソグラフ)及びプリンターでの使用用紙を含む。

・自己点検の実施、専門 家による情報セキュリティ研修の実施を通して、 情報セキュリティ対策に ついての意識の向上が 図られていると判断でき る。

- ・今中期目標期間における情報漏洩等の情報セキュリティに係る事故は O件であった。
- ・平成21年度に決裁権限の整備による事務手続の簡素化を図るとともに、館内LANの活用、事務用電話のPHS化及び文書管理システムの更新による効率化・迅速化が図られた。

【省エネルギー・リサイク ルの推進状況】

- ・光熱水量については、 平成23年度に本館の暖房・給湯用ボイラーの燃料を重油からガスへ転換したことによるガス使用量の増加はあるが、光熱水量の節減は図られている。
- ・廃棄物については、一般廃棄物は年度により

3. 組織機構の在り方の検討

業務の質の向上と一層の効率化のため組織改正を実施した。今中期目標期間における、主な実施内容は次のとおり。

(21 年度)

- 総務企画部の設置(総務部と経理部の整理統合)
- 基金部の再編
- ・ 調査記録部門と資料サービス部門の整理を目的として調査養成部を再編

(24 年度)

- 総務企画部に人事労務課を設置
- 新国立劇場・おきなわ部の設置(新国立劇場部と総務企画部総務課国立劇場おきなわ係の整理統合)
- 総務企画部総務課にお客様相談室を設置することを決定(25 年 4 月より実施)
- ・ 国立劇場芸能部及び国立劇場営業部の再編を決定(25 年 4 月より実施)

4. 情報開示の推進

- ・ 振興会の実施する事務事業に対する国民の理解が得られるよう、役員会等において、職員が国民に対し懇切丁 寧に分かりやすく説明する意識の徹底を図った。また、ホームページによる情報提供の迅速化を進め、24 年度に は、ホームページで公開している法人文書ファイル情報の検索が容易になるよう機能改修を行った。
- 5. 効率化に関する目標の達成状況
- (1) 一般管理費

以下の数式により効率化の達成状況を計っている。

- A: 平成 19 年度の一般管理費予算額(退職手当を除く)
 - ※運営費交付金算定の基礎となった額
- B: 当該年度の一般管理費決算額(退職手当を除く)

増減比率:(B-A)÷A

(単位:百万円)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
基準額(A)	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256
金額(B)	1,033	892	899	1,058	873
増減比率	△18%	△29%	△28%	△16%	△30%

· 既存事業の徹底した見直し、業務の効率化を図った結果、平成 19 年度予算を基準として、退職手当、特殊要因 経費を除き、目標の 15%を大きく上回る 30%の効率化を達成した。

(2)事業費

【事業費の削減状況】

【一般管理費の削減状況】

られたか。

中期目標期間中の一般管

理費の削減は順調に進め

変動はあるものの、平成 24年度は平成20年度 に比べ減少している。産 業廃棄物は、経年劣化し た舞台関係備品や保存 期限の切れた書類など を適切に処分したことな どにより、平成24年度は 平成20年度に比べ増加 している。

・ペーパーレス化については、コピー枚数は減少しているが、用紙購入枚数が年々増加しており、改善が図られているとは判断できない。

・今後も、省エネルギー・ リサイクルの推進に努め られたい。

【組織改正】

・中期目標期間中の事業費の削減は順調に進められたか。

以下の数式により効率化の達成状況を計っている。

- A: 前年度の事業費予算額(退職手当を除く)
 - ※運営費交付金算定の基礎となった額
- B: 当該年度の事業費決算額(退職手当を除く)

増減比率:(B-A)÷A

(単位:百万円)

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
基準額(A)	10,136	9,808	9,941	9,639	9,241
金額(B)	9,324	9,488	9,571	9,231	9,307
増減比率	△8%	△3%	△4%	△4%	1%
			19 年度予算	算額に対す	A 0 00/
			る減比率		△8.2%

・ 概ね毎年度 1%以上の効率化を達成し、中期目標期間全体として、19年度運営費交付金予算額(10,136百万円) に対して△8.2%の効率化を達成した。

【内部統制の取組】

・内部統制(業務の有効性・ 効率性、法令等の遵守、 資産の保全、財務報告等 の信頼性)に係る取組につ いての評価が行われてい るか。

【業務の有効性・効率性に係る取組】

【法令等の遵守に係る取組】

- 【1 リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】
- ア 経営方針表明の機会

「観客第一主義」を掲げる理事長の経営方針は、年頭挨拶等で全役職員に表明、周知されている(館内テレビモニターを使い、会場に参集できない職員にも周知)。また、ウェブサイト、公演プログラム等の挨拶文等を通し一般に対しても広く周知されている。

イ 予算・財務関係の統制

年度予算計画については、法人全体の予算をまとめた段階で理事長に内容を報告し、助言・指示を仰いだ上で、最終的には理事長を含めた役員会の承認により決定している。これにより、法人全体の視野に立った効率的な予算運用がなされている。

ウ 組織・人事関係の統制

人事計画策定や組織体制についての案件は、常に理事長、担当理事、担当部長と綿密に協議と調整を行っている。 これにより、懸案事項やリスクへの迅速な対応が図られている。

エ 権限の委任

役員は、辞令により担当部が明確に分掌されている。会計機関については「独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則」により、契約担当役、出納命令役、出納役、分任契約担当役、分任出納命令役及び分任出納役の分掌体制が取られている。また、文書専決者については「独立行政法人日本芸術文化振興会文書専決細則」に分掌が規定されている。以上の諸制度、規程により、機能的な組織統制が図られている。

才 補佐体制

総務企画部担当理事および総務企画部総務課総務係が補佐部局となり、理事長の指示、要望を受け、内容により 関係部門と連絡調整を行い、必要な場合その報告、取りまとめを行っている。

【2 組織にとって重要な情報等についての把握状況】

・特に、平成24年度に実施された新国立劇場おきなわ部の設置、国立副場立劇場芸能部及び営業部の再編決定(25年4月実施)により、一体的管理による職務のレベルの向上を図るための組織改革が図られている。

・このことから、組織改正 については、適切に対応 がなされていると判断で きる。

【情報開示の推進】

・ホームページ等を通し て情報開示の推進が図 れていると判断できる。 今後は開示の方法につ いて、分かりやすさの点 でさらなる改善に努めら れたい。

【一般管理費の削減状 況】

・一般管理費については、目標の 15%を大きく上回る 30%の削減を達成しており、効率化が図られていると判断できる。

【事業の削減状況】

・事業費は、平成24年度

ア 役員会

中期計画、年度計画の遂行に関わる、目標達成状況、収支状況、予算執行状況は役員会において定期的に理事長に報告され、現状把握に基づいた理事長からの指示により各部署は対策を案出し、目標の達成が図られ、その状況は随時役員会で報告されている。

イ 連絡体制

各部署の管理職から理事長への連絡体制を設けており、法人内外で支障事案が発生した場合に、即応できるようにしている。

ウ 苦情情報の把握

利用者から寄せられた要望・苦情、それに対する回答内容は、理事長へ報告の上、全職員へ館内 LAN による周知を行っている。これにより、問題意識の共有と、サービスの向上が図られている。平成25年度には、対応に係る調整及び総括を行う部門として総務課に「お客様相談室」を設置し、より体制を強化した。

【3 役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況】

ア 経営方針の表明、周知

上記1-アの通り、年頭挨拶等において理事長による経営方針が全職員に直接表明されている。

イ 定期的な会合

役員と全部長が集まることが可能な毎月の役員会の前に、理事長、全理事、総務企画部長と会合し対話を図っている。

ウ 理事長研修

理事長が、自ら講師となって職員研修を実施し、法人の長として立場から対話を図っている。理事長の考えを直接伝えるとともに、質疑応答を通して職員の個々の意見も聴取している。

【4 組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握状況】

ア リスクに対する考え方

公共性が非常に高い劇場施設を運営しているため、安定した業務サービスの維持及びその向上や観客や利用者からの信頼確保を最優先事項とし、それらを阻害する要因をリスクととらえている。

イ 監事監査におけるリスクの把握

毎年度の監事監査において、各部より部が抱えているリスクを監査項目として事前に報告を得、監査において各部と対応や検討を協議することで把握を図り、部単位の形で整理、対応している。

理事長は監査計画立案時、実施時、意見集約時、報告時において監事と綿密に連携し、リスクの存在を把握している。

【5 組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)に対する対応状況】

以下、法人が把握する主なリスクとその対応状況を挙げる。

ア 観客、施設利用者のレピュテーション(評判)リスク

利用者から寄せられた要望・苦情、それに対する対応について、理事長への報告から全職員への周知までの一連の流れをスキーム化し、確実な問題意識の共有を図っている。

イ 職員の専門性確保上のリスク

舞台芸術の公演や調査研究など特殊性の高い業務については、退職等により専門技能の断絶が起きるリスクが存在する。職員の専門性を継続的に確保するため、新規採用職員に対する公演研修をはじめ、各種職員研修をを計画的に実施している。また、振興会全体の業務を理解させることを目的として、各職域の職員が講師となり業務内容を教示する業務研修を平成 25 年度より実施している。

に若干増加したものの、 19 年度予算額に対する 減比率は△8.2%となって おり、効率化が図られて いると判断できる。

【内部統制の取組】

- ・内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価は行われている。
- ・今中期目標期間中に、 理事長の下に、総務企 画部担当理事及び総務 企画部総務課総務係が 補佐部局となり、その体 制が定着し、理事長のリ ーダーシップが発揮でき る環境が整備された。
- ・理事長の経営方針である「観客第一主義」は、 理事長を講師とした研修 などを通して、役職員に 周知徹底されている。
- ・今中期目標期間において、組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)

- ウ 自然災害等に関係するリスク
 - ・ 地震に対する安全確保の検討を目的とする作業チームを編成し、東日本大震災の経験を踏まえ、実効的なマニュアルの策定を進めている。
- 【6 未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応状況】
- ア 役員会における業務報告

担当各部は月次又は四半期ごとに事業の実施状況を取りまとめ、役員会で報告している。これにより、年度計画の実施状況が逐次把握されている。

イ 年度計画・自己点検評価への反映

前年度評価での指摘事項を計画の未達成項目としてとらえ、当年度の年度計画に反映するとともに、自己点検評価に指摘と対応結果を併記することにより、対応状況の確実な把握に努めている。

【7 内部統制のリスクの把握状況とその対応状況】

ア 法令遵守の徹底

法令遵守はリスク低減の基礎をなすものであり、法令を踏まえた内部規程を適時制定して実施基準を示している。また、 関係法令、諸規程、業務方法、手順、実施基準、書式等を内部ホームページに掲載し、法令遵守の徹底を図っている。

イ 情報伝達のリスクへの対応

理事長に現場の問題が伝達されないリスクを回避するため、前記2-ウの苦情情報の把握、3-イの定期的な会合、3-ウ理事長研修など、利用者や現場職員から直接情報を聴取できるルートを保持している。

ウ 組織構造上のリスクへの対応

いわゆる「タテ割」の弊害を回避するため、部署を超えて対処が必要な案件については、臨時部長会等の招集や検討チームの設置を行い、迅速な対応を図っている。

- 【8 監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】
- ア 年間を通じての監査

監事は、月2回開催の役員会ほか、重要会議に出席し理事長への提言、意見交換を行っている。また、重要な決裁文書を閲覧し執行状況を監査、必要に応じ役職員への聴取を行い、意見を理事長に提出している。

- 【9 監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】
- ア 監事監査における検討希望事項の提出

定期監査報告とは別に、監査の過程で生じた検討事項、提案事項を取りまとめ、理事長宛に文書で提出している。

- 【10 監事監査における改善事項への対応状況】
- ア 対応状況の取りまとめと周知

監事監査における改善事項は、各部署に検討を求め、各部署はその後の年度計画等策定に当たって反映させるなどの対応を行っている。また、各部署の対応状況を取りまとめの上、報告書の形で役職員に周知している。

- 【11 監事監査・内部監査の実施状況】
- 1. 監査に係る規程の整備状況
- (1)監事監査
 - ①独立行政法人日本芸術文化振興会監事監査要綱(平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人日本芸術文化振興会監事裁定)
 - ◎監査に関する基本的事項の定め(第1条)

が定義され、監事監査に おいて把握したリスクを 理事長と共有している。 毎年度、中期目標の未 達成要因への対応につ いては適切に行われて いると認められる。

・従来、お客様の苦情に対する回答が1ヶ月程度かかっていたが、理事長のリーダーシップの下、回答期間を原則一週間以内とするなど、リスクの把握及びその対応が適切に行われていると判断できる。

【監事監査・内部監査の 実施状況】

- ②独立行政法人日本芸術文化振興会監事監査実施基準(平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人日本芸術文化振興会監事 裁定)
 - ◎監査の手続き等に関する事項の定め(第1条)・・・監査マニュアル
- ③独立行政法人日本芸術文化振興会監事監査要領(平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人日本芸術文化振興会監事裁定、平成 17 年 4 月 1 日改正)
 - ◎監査項目、目的、着眼点等の定め・・・監査チェックリスト (監査に当たってはさらに詳細なチェックリストを別途作成)
- (2)内部監査
- ①独立行政法人日本芸術文化振興会内部監査要綱(平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定、平成 21 年 4 月 1 日改正)
- ②監査事項及び監査手順の準用(監査マニュアル)

監事監査実施基準第2、3条の規定を準用(内部監査要綱第5、6条)

③監査チェックリスト

監査要領等を参照し、その都度監査員により作成する。

- 2. 監査体制の整備状況
- (1)監事監査
- ①監事(文部科学大臣任命)

2名(専任: 営勤1名・非営勤1名)

②監査の事務補助(監事監査要綱第6条)

平成 24年度実績 6名(兼務: 課長1名・課長補佐1名・室長1名・主任3名)

- (2)内部監査
- ①監査員(内部監査要綱第4条)

役員又は職員のうちから2名以上

平成 24年度実績

- •1月~2月実施業務監査及び会計監査
- ·9名(兼務:課長2名·係長1名·主任4名·主事1名·技師補1名)
- ②総括及び調整等(内部監査要綱第11条)

監査の実施に関する事務(監査員が行う事務を除く。)

業務監査 :総務企画部長会計監査 :経理担当副部長総括及び調整:総務企画部長

- 3. 監査実績
- (1)監事監査の実績
- ①監事監査の概要

独法移行後(平成15年10月以降)各年度において、役員会(月2回)その他重要な会議に出席するほか、役職員から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧した。また、国立劇場本館及び主要な施設において、業務の効率化を含む業務全般及び財産の状況を調査した。さらに、会計監査人から会計監査人の監査方法及びその結果について説明を受け、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加え、いずれも適正であることを確認するとともに、業務の執行に関する法令遵守等の状況についても確認した。

- ②定期監査スケジュール、報告書、指摘事項等
 - ○監事監査計画作成(平成24年4月27日)→ 提出先:理事長(写しを文部科学大臣へ提出)
 - 〇定期監査(5月~6月)

実地監査 7日間(7日×(監事2+補助6)=56人日)

・監事監査においては、 平成22年度以降、理事 長等のマネジメントに 意するとともに、理事長 に対して、入札・契約、 ペシャリストの育成、 務管理などの検討希望 事項に対する対応もなされていると判断できる。

- •各部資料提出
- 資料精香
- 各部ヒアリング
- ・別途、補助監査による監査。報告を受ける。

会計監査人の監査報告聴取

「監事監査報告書」作成 → 財務諸表に添付 → 文部科学大臣へ

○「監事監査における検討希望事項」(9月24日)→ 提出先:理事長

監査報告書に記載すべき事項のほかに、監査の過程で生じた検討事項・提案事項

についての報告書

<指摘事項(6項目)>

- 入札・契約について
- スペシャリストの育成について
- 労務管理について
- ・新規事業の実施状況について
- ・基金部の状況(助成)について
- 集客について
- 〇「検討希望事項」の措置状況調査(報告:平成25年3月29日)
 - •各部資料要求
 - 必要に応じてヒアリング
- ③ その他の監査
 - 役員会(月2回開催)等重要会議への出席。聴取、意見交換等
 - 〇 重要な書類等の回付
 - 〇 合計残高試算表(月末)の回付
 - 必要に応じた臨時監査(関係役職員からの聴取等)
- ④ 会計監査人との連携
 - 会計監査人からの監査計画の説明(平成 23 年 12 月 20 日)
 - 会計監査人からの監査報告(平成 24 年 6 月 20 日)

※平成 15-17 年度:中央青山監査法人、平成 18-24 年度:監査法人トーマツ

- ⑤「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」総会及び第9部会への参加
 - 総務省の働きかけにより、各法人の監事の任意の参加による会議

総会・部会(振興会は第9部会に所属)年間各1回3月5日・総会、12月6日・第9部会

- (2) 内部監査の実績
 - ① 内部監査の概要

内部監査要綱に基づき平成 24年度も内部監査を実施した。24年度は、業務監査及び会計監査を同時に実施した。

② 監査スケジュール、報告書、指摘事項等

<1月~2月実施業務監査及び会計監査>

- 〇内部監査計画の通知:平成24年11月28日 ※同日、監事へ通知
- 〇監査対象部門:全部署(総務企画部、基金部、新国立劇場部、芸能部、営業部、舞台技術部、調査養成部、演芸場部、能楽堂部、文楽劇場部)
- 〇監査項目: 勤務時間の管理状況

旅行命令、旅費の状況法人文書の管理状況

物品・役務等、調達手続きの状況

物品の管理状況

手許現金の出納管理情況

切手、はがきの管理状況

その他必要な事項

○実地監査実施: 平成 25 年 1 月 25 日から平成 25 年 2 月 20 日の間の 10 日間

(10 日×(監査総括兼業務監査所掌 1 名+会計監査所掌 1 名+監査員 9 名)=110 人日)

- ·書類、帳簿等の実査
- 必要に応じて担当者からヒアリング
- 〇 内部監査報告書及び事務連絡「平成 24 年度独立行政法人日本芸術文化振興会内部監査結果に基づく事務処理 の適正化及び改善を要する事項について」を通知(平成 24 年 3 月 18 日)し、事務処理の適正化と改善を図った。 (性検事項)
 - ・法人文書の管理の適正化、物品管理の適正化等

4. 監査内容

(1) 監事監査の内容

各部に対し「監査計画」、「監査事項」及び「補助監査事項」を提示し、資料の提出と内容の聴取、実査を実施している。 監査事項は毎年度見直し、継続して監査する事項、新規に監査する事項等精査を行っている。

(2) 内部監査の内容

各部に対し「内部監査計画」を提示し、計画に基づき資料の提出と内容の聴取、実査を実施している。監査事項は毎年度見直し、継続して監査する事項、新規に監査する事項等精査を行っている。

【12 その他内部統制】

- (1)コンプライアンス体制整備(倫理行動規程の策定状況等)
 - ①独立行政法人日本芸術文化振興会役職員倫理規程(平成 15 年 10 月 1 日制定·平成 21 年 4 月 1 日改正)
 - ・振興会職員としての自覚、倫理の保持
 - ・利害関係者との接触の制限(金銭等の受領や供応接待等)
 - 贈与等報告書の提出、保存及び閲覧

役員及び管理職職員が1件に付き5千円を超える報酬を受けた場合に提出。保存は5年間、また閲覧の請求があれば、何人に対しても閲覧させる(1件に付き2万円を超える部分)

②業務改善体制の整備及び取り組み事例

(研修の実施)

- ・役員研修(24 年度は理事長、関理事)を行い、トップダウンによる業務への意識付けを図った。
- ・若手職員を対象とする研修を再編し、主事級、主任級への研修を体系付けた。主事級、主任級の職員が、それ ぞれ必要なスキル、能力を身につけることを目的とした研修を実施し、業務実施体制の安定を図った。
- 情報セキュリティ研修を行い、情報管理に対する意識付けを図った。
- ③コンプライアンス体制の整備及び取り組み事例

(研修の実施)

- ・セクシャルハラスメント防止研修や入札手続きについての経理業務研修等の内部研修を行い、職員全体に対して法令遵守の意識付けを図った。
- ・下記外部研修への参加により、当該部署の職員に対して法令遵守の意識付けを 図った。

情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会(総務省行政評価局)、関東地区行政管理・評価セミナー(総務省行政評価局主催)、著作権セミナー(文化庁)、公共工事入札契約適正化法等に関する講習会(文

部科学省文教施設企画部)、入札契約適正化法等に関する講習会(文部科学省文教施設企画部)、政府出資法人の調達担当者研修会(公正取引委員会)、派遣先事業主・責任者研修会(東京労働局需給調整事業部)

- (2)職員の積極的な貢献を促す取組事例
 - 勤務評価の実施

人事異動や職員の定期昇給の区分を決定するための基礎を成すものであり、勤務実績が給与へ適正に反映されることとしている。

【資産の保全に係る取組】

(1)資産の概要と保有目的・利用状況

施設名(数)	所在地	用途	保有目的及び利用状況
国立劇場 本館·演芸場(1)	東京都 千代田区		伝統芸能の保存・振興を図るための拠点施設として設置され、伝 統芸能の公開、伝承者の養成等の事業を安定的、継続的に実施す
国立能楽堂(1)	東京都 渋谷区	割場施設	就云能の公開、伝承省の後成寺の事業を安定的、継続的に美地 9 るために必要な施設である。 24年度の稼働率の実績は、大劇場 96.5%、本館小劇場 93.9%、演
国立文楽劇場(1)	大阪市 中央区		芸場 96.7%、能楽堂 88.4%、文楽劇場 84.5%、文楽劇場小ホール 80.5%、国立劇場おきなわ大劇場 74.3%、国立劇場おきなわ小劇場
国立劇場おきなわ(1)	沖縄県 浦添市		82.0%である。
新国立劇場(1)	東京都 渋谷区	劇場施設	現代舞台芸術の振興・普及を図るための拠点施設として設置されたものであり、現代舞台芸術の公演、実演家の研修等の事業を安定的、継続的に実施するために必要な施設である。 24年度の稼働率の実績は、オペラ劇場 98.2%、中劇場 91.2%、小劇場 95.2%である。
新国立劇場舞台 美術センター(1)	千葉県 銚子市	保管施設	現代舞台芸術の公演に必要な舞台装置・衣装等を保管し、新国立劇場におけるレパートリー公演を安定的、継続的に実施するために必要な施設であり有効に活用されている。
職員宿舎(8)	東京地区 (7) 大阪地区 (1)	職員宿舍	当法人は東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動な ど業務上の必要から、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必 要があり、養成研修生の利用も含めた適切な管理運営を図ってい る。なお借上げ宿舎については平成23年度に6戸、平成24年度に 3戸廃止した。 25年4月末現在、保有宿舎全64戸(うち4戸を養成研修生が利 用)で入居率は76.6%である。その他、借上宿舎が2施設(2戸)あり、 入居率は100%である。(東京地区0、大阪地区2)

- ・「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣)に沿った見直しを進めている。23 年度に6 戸の借上げ宿舎を廃止したことに続き、24 年度には東京地区の借上げ宿舎3 戸を廃止した。引き続き、宿舎の適切な管理運営に努めるととともに、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、職員宿舎の削減を図る。
- 一部の宿舎については、養成研修生への貸与を実施し、宿舎の有効活用を図っている。
- ・ 宿舎の利用状況(25年4月末時点)は、全体(保有及び借上)で77.3%の入居率となっている。
- ・ 平成 24 年度決算において、業務の実績等の状況からサービス提供能力の低下等減損事由に該当する実物資産は

【資産の保全に係る取 組】

- ・劇場施設及び保管施設 の実物資産の保有の必 要性・適切性について は、減損もなく、特に指 摘すべき点はない。
- ・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産はない。
- ・資産除去債務について は該当事項はなく、実物 資産の利用状況は把握 されている。

ない。(監事の監査結果)

- (2) 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況/進捗状況
 - 政府の方針等を踏まえて、処分等することとされた実物資産はない。
- (3) 基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握 状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況
 - ・ 上記(1)に記載
- (4) 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的 とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況
 - 上記(1)に記載。なお、職員の福利厚生を目的とした施設はない。
- (5)実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上にかかる法人の主な取組(24年度)
 - ・「国立劇場ターボ冷凍機・冷温水発生機保守業務」「国立劇場空調等自動制御装置保守業務」等の契約で単年度から複数年の一般競争へ移行。〔業務実績報告書 P239〕
 - ・ 維持管理経費として、光熱水量の節減(対 22 年度比※東日本大震災前:電気△10.0%)や、廃棄物の減量化(前年度比:一般廃棄物△1.9%、再利用廃棄物△2.0%、産業廃棄物△0.2%)、コピー枚数の抑制(前年度比:0.0%、うち管理部門△3.1%)を行った。〔業務実績報告書 P240-241〕
 - ・ 劇場の使用効率の向上を図るため、以下の取組を実施。〔業務実績報告書 P156-159〕

各施設の設備等の概要や貸与手続き、空き日等の情報を HP やパンフレットで広報

利用申込受付の開始前に、施設・設備の見学会を開催

利用者との事前打ち合わせを通じた職員の技術協力等適切なサービスの提供

利用者に対するアンケートの実施と、その結果の業務への反映

・ 快適な観劇環境の整備、広報・営業活動の充実により入場者・利用者の増を図った。主な取組は以下のとおり。〔業 務実績報告書 P127-155〕

ホームページの充実、携帯電話用ホームページの公開、メールマガジンの配信

テレビ、新聞、駅貼りポスターなど多様なメディアを活用した広報活動の実施

ロビー内備品の整備、案内表示の改善、施設のバリアフリー化、託児サービスの実施

地震等緊急時に備えた避難訓練の実施、避難経路チラシの作成

売店・レストラン等におけるサービスの向上

座席選択機能などインターネット・チケット販売での利便性の向上

解説書の作成、字幕表示・音声同時解説の活用、公演説明会・施設見学等の実施

会員組織を運営し、会報の発行や会員限定イベントを開催

観客に対するアンケートの実施と、その結果の業務への反映

【財務報告等の信頼性の確保に係る取組】

・ 財務報告等については、財務諸表、事業報告書及び決算報告書を作成し、会計監査人及び監事の監査を経て、 独立行政法人通則法に基づき文部科学大臣に提出するとともに、当法人のホームページ上で公開している。

【(小項目)2-1-2】

随意契約の見直し

【法人の達成すべき目標の概要】

契約については、原則として一般競争入札等によることとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

また、その実施にあたっては、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。

- ア「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

	==	_	•
•	三亚	,.E.	1

Α

H20	H21	H22	H23	H24
Α	В	Α	Α	Α

実績報告書等 参照箇所

中期目標期間事業報告書 58頁~59頁

評価基準

たか。

〇契約については、原則として 一般競争入札等によることとし

実績

- (3) 随意契約の見直し及び外部委託の推進
 - ・ 警備・清掃・電話交換・場内案内等の業務において外部委託を実施し、一部は複数年契約を締結して業務の 効率化を図った。
 - ・「随意契約等見直し計画」に沿って、これまで随意契約を締結してきた案件のうち可能なものを競争性のある契約に移行させ、また一者応札・応募の改善を図るなど、入札機会の拡大に努めた。
 - ・ 21 年度より、「随意契約等見直し計画」に基づく一般競争入札の取組状況について、外部有識者を含めた契約監視員会を設置し、契約内容について定期的に点検を行った。
 - ・ ホームページに掲載する入札情報の充実により、参加者の手間の緩和と利便性の向上を促進し、入札参加者の増加を図った。
 - ・ 24 年度より、工事及び設計・コンサルティング業務について、文部科学省文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページへ入札情報の掲載を行い、また、電子入札の運用を開始した。

【契約の競争性、透明性の確保】

- ・ 契約方式等、契約に係る規程 類について、整備・運用は適 切に行われたか。
- ・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切に行われたか。

【契約に係る規程類の整備及び運用状況】

- ・独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程及び会計規程実施細則
- ・国の契約の基準と異なる規程:なし

【契約事務手続に係る執行体制及び審査体制の整備・執行状況】

- 〇執行体制
- •契約担当役(理事長)、分任契約担当役(能楽堂部長•文楽劇場部長)
- 経理担当理事
- •(本館、演芸場)総務企画部経理担当副部長1名、契約課長1名、契約課契約係長1名、契約課契約係員3名
- •(能楽堂)能楽堂部長1名、事業推進課長1名、事業推進課係長1名、事業推進課係員2名
- •(文楽劇場)文楽劇場部長1名、事業推進課長1名、事業推進課係長1名、事業推進課係員3名

分析•評価

【随意契約の見直し】

- ・競争性のない随意契約 については、契約件数で は大きな変化は見られな いが、金額面では平成2 1年度をピークに年々減 少している。
- ・関連法人については、今中期目標期間開始を度から、国立劇場おきなわ運営財団、新国立劇場をを割選当財団ともに、年々、委託費は減少していることから、効率化が図られていると判断できる。
- ・今中期目標期間において、平成21年度に「日本芸術文化振興会契約監視委員会」を設置し、複数年契約を一層推進し、平成22年度からは新国

〇審査体制

- ・ 各館に分任契約担当役を設置し、契約手続等が会計規則等に則り適正に行われているかの審査を行い、契約を締結する体制をとっている。また、随意契約の場合は、当該契約を随意契約とすることが適正かを十分に精査した上で、契約を行うよう本部からの指導の徹底を行っている。
- ・ 各館での契約手続等が適正に行われているかについては、監事監査及び内部監査においても確認を行っている。
- ・ 平成 21 年度に契約監視委員会を設置し、監事及び外部有識者の意見を踏まえ契約の点検見直しを行っている。

【随意契約等見直し計画】

- ・中期目標期間における「随意 契約等見直し計画」は順調に 実施・進捗したか。また、目標 達成に向けた具体的取組は 適切に行われたか。
- ○監事による監査を受けるとと もに、財務諸表等に関する監 査の中で会計監査人によるチェックを要請したか。
- 〇「随意契約等見直し計画」に 基づく取組を着実に実施する とともに、その取組状況を公 表したか。
- 〇一般競争入札等により契約を 行う場合であっても、特に企 画競争や公募を行う場合に は、競争性、透明性が十分確 保される方法により実施した か。

【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】

		⊕ ₩ = # 0	0.左座字结	②見面	直し計画	⊘π + α	4. 左连字结	2 と③の	比較増減
	区分	①平成 20 年度実績		(H22 年	4月公表)	3平成2	24 年度実績	(見直し計画	の進捗状況)
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
			(千円)		(千円)		(千円)		(千円)
意	きかせのある	(56.2%)	(22.5%)	(68.2%)	(29.9%)	(56.0%)	(23.9%)	(△12.2%)	(△6%)
契	2約	182	2,356,695	221	3,130,425	182	2,124,184	△39	△1,006,241
	競争入札	(53.1%)	(21.5%)	(64.5%)	(28.9%)	(51.7%)	(23%)	(△12.8%)	(△5.9%)
		172	2,255,408	209	3,025,488	168	2,042,622	△41	△982,867
	企画競争・	(3.1%)	(1.0%)	(3.7%)	(1.0%)	(4.3%)	(0.9%)	(0.6%)	(△0.1%)
	公募等	10	101,287	12	104,937	14	81,562	2	△23,375
意	争性のない	(43.8%)	(77.5%)	(31.8%)	(70.1%)	(44.0%)	(76.1%)	(12.2%)	(6%)
ß	意契約	142	8,111,085	103	7,337,355	143	6,762,718	40	△574,637
		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	4	A 1 500 070
	合 計	324	10,467,780	324	10,467,780	325	8,886,902	1	△1,580,878

【原因、改善方策】

競争性のない随意契約の全体の件数及び金額に対する割合が、見直し計画に対して上回っている大きな要因は、 劇場業務特有の案件について、業務を履行できる唯一の業者であること、システム改修等著作権を有することに関わる案件において競争相手方が存在しないこと等の理由によるものである。

今後も契約手続きに当たっては、案件毎に仕様内容や参加要件等を精査し、適正な契約方法を検討するなど、引き続き随意契約の見直しを推進していき、可能な限り一般競争入札等への移行を図る。その一方で、明らかに競争性の

立劇場及び国立劇場は きなわの両施設の一体 的な管理運営と直接えられる業務委託について、 直接、日本芸術文化、 理会が契約を行い、平成 24年度からは電子入化 開始するなど、強化が 図られていると判断できる。

- ・今後も契約の競争性・ 透明性の確保等に努め られたい。
- ・顧客に対するサービス などの質的な面での効 果や問題点を検証するこ とが望まれる。

【契約の競争性、透明性 の確保】

- ・平成21年度に「日本芸術文化振興会契約監視委員会」を設置し、契約の競争性・透明性が確保されたことは評価できる。
- ・「日本芸術文化振興会 契約監視委員会」によ り、一者応札・応募の条 件等の内容について検

【中期目標期間における個々の 契約の競争性、透明性の確保】

・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、適切な検証が行われたか。

ない特殊な案件については、契約監視委員会に説明し、意見を聴取した上で随意契約へ変更できることとし、契約方法の適正化を図りたい。

【契約の検証状況】

- 1. 契約監視委員会の開催、「随意契約等見直し計画」に関する取組み
 - ・ 外部有識者を含めた委員による「日本芸術文化振興会契約監視委員会」において、定期的な契約の点検を実施し、報告書を理事長に提出した。

(24年度の開催状況)

- ・ 平成24年7月31日に第7回契約監視委員会を開催し、競争性のない随意契約、一者応札・応募になった案件を中心に点検審議を行い、一者応札、高落札率の改善について検討した。また、システム等の著作権に係る適切な契約方法について検討した。
- ・ 平成25年1月28日に第8回契約監視委員会を開催し、平成23・24年度連続一者応札・応募等事案について、 点検を行い、一者応札の改善等について検討した。
- ・ より競争性、透明性の高い入札・契約事務を実施することを目的として20年度契約を基準として策定した「随意契約等見直し計画」のフォローアップを行い、公表した。

【関連公益法人の概要】(24 年度財務諸表等 P.52)

関連公益法人 業務の概要 独立行政法人との関係 の名称 組踊等沖縄伝統芸能等の企画、制作 (公財)国立劇 独立行政法人日本芸術文化振興会が 場おきなわ運 及び公演、調査研究及び資料収集・ 国立劇場おきなわにおける組踊等沖縄 世根堂 利用、組踊の立方、地方の伝承者養 伝統芸能の公演、伝承者養成、調査研 成並びに伝統文化を通じたアジア・太 究、資料収集・利用業務、劇場施設の 平洋地域との交流、国立劇場おきな 管理運営、その他必要な業務を委託し ている。 わ施設の管理等 (公財)新国立 現代舞台芸術の企画、制作及び公 独立行政法人日本芸術文化振興会が 劇場運営財団 演、実演家、舞台技術者等に係る研 新国立劇場における現代舞台芸術の公 修並びに地域交流、国際交流、講演 演、研修及び同施設の管理運営その他 会等の開催、新国立劇場の管理運営 必要な業務を委託している。 (公財)文楽協 文楽に関する調査研究、記録の整備 独立行政法人日本芸術文化振興会が 会 及びその活用、文楽三業の伝承者の 国立劇場、国立文楽劇場における文楽 養成、文楽の公開保存及び振興上必 等公演に関する出演を依頼している。 要な研究会、講習会等の開催等

【随意契約等見直し計 画】

証されているので、適切

と判断できる。

・「日本芸術文化振興会 契約監視委員会」におい て、競争性のない随意契 約、一者応札・応募にな った案件を中心に点検 審議を行っていることか ら、適切に実施されてい ると判断できる。

【中期目標期間における 個々の契約の競争性、 透明性の確保】

- 再委託はない。
- ・「日本芸術文化振興会 契約監視委員会」におい て、個々の契約の競争 性、透明性についての検 証がなされていることか ら適切と判断できる。

【関連法人】

- ・振興会と関連法人との 関係については、財務諸 表等に明記されている。
- ・平成23年6月に取りまとめられた「新国立劇場

【関連法人】

- ・ 法人の特定の業務を独占的 に受託している関連法人につ いて、当該法人と関連法人と の関係が具体的に明らかにさ れているか。
- ・ 当該関連法人との業務委託 の妥当性について検証されて いるか。
- ・関連法人に対する出資、出え ん、負担金等(以下「出資等」 という。)について、法人の政 策目的を踏まえた出資等の必 要性が検証されているか。

【委託先の収支に占める委託費の割合】(24 年度財務諸表等 P.54)

関連公益法人の名称	法人等の事業収入 (平成23年4月1日~ 平成24年3月31日)	左記のうち、当法人の発注高 (平成23年4月1日~ 平成24年3月31日)	割合(%)
(公財)国立劇場おきなわ運営財団	708,698,820	610,162,000	86.1%
(公財)新国立劇場運営財団	6,601,647,085	3,977,840,000	60.3%
(公財)文楽協会	575,723,389	445,154,684	77.3%

【関連法人へ業務委託する必要性・妥当性】

(1)公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団への業務委託

国立劇場おきなわは、政府の沖縄振興に関する重要政策としてその設立が決定された。同劇場は、「国立組踊劇場 (仮称)の在り方に関する調査研究協力者会議」や「国立組踊劇場(仮称)設立準備調査会」等における検討を経て、 平成13年度に振興会を設置者としつつ、管理運営は沖縄の文化の独自性を生かし、地元関係者の劇場への支援・協力・理解を得やすくするため、地元沖縄関係者により設立された、財団法人国立組踊劇場支援財団(現・公益財団法 人国立劇場おきなわ運営財団)に委託することとされ、平成16年1月、沖縄県内に開場した。

設立検討の当初から、劇場の事業を円滑に実施するためには、沖縄の伝統芸能・文化に精通した沖縄県及び地元関係者がその業務に当たることが適切であると考えられていた。しかしながら、沖縄に現存する組踊等に関する団体は伝統組踊保存会1団体のみであり、同会は重要無形文化財「組踊」の保存、伝承及び技能の向上を図ることを目的とし、その会員は重要無形文化財「組踊」(総合認定)保持者のみで構成されていることから、役割・目的上も組織・体制上も劇場運営に適合するものではない。このため、同会を含む組踊関係者や沖縄県関係者、沖縄経済界等が中心となって、平成13年4月、財団法人国立組踊劇場支援財団(現・公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団)が設立された。

劇場設立及び設立後の運営に対し、沖縄県及び県民の並々ならぬ努力が注がれており、財団設立の際、基本財産として、沖縄県、県内市町村、県内企業、県外芸能団体を中心に1億円が拠出され、現在も地元企業からも運営に必要な経費の一部を寄付金として受け入れている。人的体制についても、財団理事長は沖縄県副知事が務め、沖縄県から財団に3分の2以上の職員の派遣を受け、県行政からの全面的な協力体制が構築されている。こうした協力体制は、財団法人という民間団体を介することにより可能になっているものである。

このように、沖縄県をはじめとする地元の創意と協力を最大限取り入れる必要性といった、他の国立劇場等にない事情を考慮すれば、劇場の管理運営を公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団に委託していることは、十分な必要性と妥当性があると考える。

(単位:千円)

・ 委託費の状況

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
金額	681,219	665,836	617,157	616,640	610,162
前年度比	99.9%	97.7%	92.7%	99.9%	98.9%

(2)公益財団法人新国立劇場運営財団への業務委託

の運営の在り方に関す る検討会」の『論点整理』 において、新国立劇場と 国立劇場おきなわの今 後の運営体制について は、経済界等からの寄附 金・協力体制の確保、柔 軟な法人運営など財団 運営の利点を生かすこと が重要であることから、 現行の財団による運営 委託を維持することと結 論付けられた。これに基 づいて、日本芸術文化振 興会は、(公財)新国立 劇場運営財団及び(公 財)国立劇場おきなわ運 営財団との業務委託を 行っているものであり、そ の関係については妥当 であると判断できる。

及び国立劇場おきなわ

・(財)国立劇場おきなわ 運営財団の委託費は設 立以降毎事業年度減少 している。また、(財)新 国立劇場運営財団の委 託費は平成19年度以降 毎事業年度減少してい る。

- 再委託はない。
- ・今後も関連法人との関

新国立劇場は、我が国現代舞台芸術の振興・普及の拠点として、芸術家や経済界をはじめとする関係者の長年にわたる強い要望を踏まえ、平成元年の国立劇場法一部改正により振興会を設置者として設置することとされた。その管理運営については、平成2年11月、学術経験者や芸術家等からなる第二国立劇場設立準備協議会から「芸術家、芸術団体などの創意を最大限に取り入れた運営により、活力ある現代舞台芸術の創造を確保するため、財団法人を設立して管理運営を包括的に委託する」との提言を受け、振興会から財団法人第二国立劇場運営財団(現・公益財団法人新国立劇場運営財団)に委託することとされ、平成9年10月、東京都内に開場した。

新国立劇場は、独立行政法人日本芸術文化振興会法における「我が国における現代舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他文化の向上に寄与する」という目的を達成するための劇場であり、同劇場が扱う現代舞台芸術は、単なる外国の模倣や輸入ではなく、我が国の伝統や精神性も踏まえ、かつ、世界的な普遍性を備えた現代舞台芸術の振興・普及を図る先進国としての使命を有している。公益財団法人新国立劇場運営財団は、国際的にも質の高い公演の企画・制作を行い、主催公演入場者数約20万人、有料入場率平均80%以上程度と高水準を維持しており、観客からも一定の支持を得ていると言える。また、財団の役員等に経済界から多数参画することにより、企業等の支援意欲が喚起され、運営への協力が得やすい結果、年間4億円以上の寄付金等を確保している。さらには、国や独立行政法人に適用されるような硬直的な財務会計制度の適用を受けず、年度を越えた契約締結等が比較的容易であるため、公演の数年前からの準備等ができる柔軟性を有している。

このように、国際的にも質の高い主催公演を通年で上演するための制作・営業・舞台技術・外部資金の導入等の体制、高い技術と豊かな芸術性を備えた実演家の育成及び現代舞台芸術の調査研究を一体で実施できるノウハウを有している団体は他にはないことを考慮すれば、公益財団法人新国立劇場運営財団に業務委託を行うことは、十分な必要性と妥当性があると考える。

委託費の状況

(単位:千円)

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
金額	4,876,603	4,810,055	4,306,857	4,013,428	3,977,840
前年度比	96.5%	98.6%	89.5%	93.2%	99.1%

【当該法人への出資等の必要性】

関連公益法人に対する出資等はない。

係の诱明化には留意さ

れたい。

【(小項目)2-1-3】 給与水準の適正化等

【法人の達成すべき日標の概要】

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費については、平成22年度において、平成17年 度の人件費に比較して、5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日 閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。

なお、給与水準については、以下の観点から検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状 況について公表する。

ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水 進が適切かどうか十分な説明が可能であること。

イ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっていること。

【評定】

Α

H20	H21	H22	H23	H24
Α	Α	Α	Α	Α

実績報告書等 参照箇所

中期目標期間事業報告書 59頁~60頁

評価基準

〇独立行政法人整理合理化計 画を踏まえ、国家公務員制度 2. 給与水準の適正化等 改革や類似独立行政法人等 の人事・給与制度改革の動向 を勘案しつつ、職員の能力や 業績を適切に反映できる人 事・給与制度への移行を推准 【ラスパイレス指数※の推移】 したか。

○給与水準については、適正化 に関する検証結果や取組み 状況について公表したか。

【給与水準】

- ・中期目標期間中の実績につ いて、国家公務員と比べて給 与水準の高い理由及び講じた 措置(法人の設定する目標水 準を含む)が、国民に対して納 得の得られるものとなってい るか。
- ・ 法人の給与水準自体が(民間 等と比べて)社会的な理解の 得られる水準となっているか。

実績

今中期日標期間における、主な実施内容は次の通り。

・ ホームページに「独立行政法人日本芸術文化振興会の役職員の報酬・給与等について」を掲載し、給与水準 に係る適正化に関する検証結果及び取組み状況を公表した。また、国からの財政支出の割合を踏まえ、その 適正性について検証を行った。

※国の一般職俸給表適用者の給与を100としたときの給与水準の指数。

区分	ラスパイ	ンス指数	主務大臣の検証結果
	対国家公務員	地域·学歴勘案	土伤人足の快証和未
20 年度	100.6	88.2	※主務大臣の検証結果の記載は 22 年度より開始
21 年度	101.7	88.4	※主務大臣の検証結果の記載は 22 年度より開始
22 年度	101.6	88.1	地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。
23 年度	102.5	89.1	地域差及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の 水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き 続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
24 年度	104.1	91.6	地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満と なっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き、適正 な給与水準の維持に努めていただきたい。

分析:評価

【給与水準の適正化等】

・役職員給与について は、臨時特例による役職 員の給与を減額して支 給しており、必要な給与 の改定を行っている。

【給与水準】

・ラスパイレス指数(対国 家公務員)は平成 20 年 度から年々上昇し、20年 度に比べると3.5 ポイント 増であるが、地域・学歴 を勘案した指数は平成 24 年度で 91.6 であること から、今中期目標期間中 の給与水準は適正と判 断できる。

- 国の財政支出割合の大きい 法人及び累積欠損金のある 法人について、国の財政支出 規模や累積欠損の状況を踏 まえた給与水準の適切性に 関して、法人において検証が されていたか。
- ・ 22 年度に、就業規程の改正、休日の振替制度の導入、育児休業制度の拡充、病気有給休暇取得上限の設定 (90日)を実施した。また、役職員で構成する互助会に対する法人からの支出を、22年5月を限りに廃止した。
- 国家公務員の給与見直しに進じ、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、臨時特例により役 職員の給与を減額して支給する措置を実施している。
- ・ 民間における退職給付の実情に鑑み、退職手当の引き下げを行うことを内容とする国家公務員の退職手当制 度の改正に進じて、役員については平成25年1月1日適用、職員については平成25年4月1日適用として、 国家公務員に進じた改正を行うこととした。
- ・ 24 年度に、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合に 任期を付けて採用することを可能とする、任期付職員採用制度を施行した。

【総人件費改革への対応】

改革への取組が順調に進め │ れた削減率△6%を達成した。 られたか。

(3) 総人件費改革

・ 中期目標期間中の総人件費 | 総人件費改革の方針を堅持し、基準額(17年度決算額:2.431,199千円)に対し以下のように削減を行い、23年度に求めら

	17 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
区分	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
総人件費改革対象人件費(千円)	2,431,199	2,344,831	2,297,045	2,230,009	2,191,858
対基準額削減割合(%)	-	△3.6	△5.5	△8.3	△9.8

【諸手当・法定外福利費】

中期目標期間中、法人の福 利厚生費について、法人の事 務・事業の公共性、業務運営 の効率性及び国民の信頼確 保の観点から、必要な見直し が行われたか。

【福利厚生費の見直し状況】

4. その他法定外福利費等の状況

借上げ宿舎を削減することにより、住宅関連費用が縮減している。なお、役職員で構成する互助会に対する法人負 担は、22年5月を限りに廃止している。

レクリエーション経費及び娯楽費等の支出はない。

く福利原生毒>

<u> </u>			
項目	支出額	支出額	内容
2.1	(H23)	(H24)	17,11
住宅関連	11,501	7,408	借上げ宿舎の賃貸料等、職員宿舎の維持管理費
医療•健康関連	7,563	7,679	職員の健康の維持管理ため必要とされる法定検診等
ライフサポート関連	459	914	舞台関係等劇場業務に必要な作業着の購入費等
慶弔関連	103	255	永年勤続(20 年)で勤務成績良好な職員の表彰
合計	19,626	16,256	

【総人件費改革への対

総人件費に関しては、 基準額に対し△9.8%を達 成しており、総人件費改 革への取組が適切に実 施されている。

【諸手当・法定外福利費】 ・借上げ宿舎の削減や 22年5月限りで互助会に 対する法人負担経費を 廃止することなどにより、 法定外福利費は減少し ており、必要な見直しが 実施されていると判断で きる。

【(中項目)2-2】 外部評価の実施 【評定】 Α 【法人の達成すべき目標の概要】 振興会における業務運営について、外部有識者を含めて検討を行い、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。 H20 H21 H22 H23 H24 Δ Δ 実績報告書等 参照箇所 中期目標期間事業報告書 62頁~63頁 評価基準 実績 分析•評価 <1>自己点検評価 ・今中期目標期間におい ○外部の有識者、各分野の専 1. 自己点検評価の実施 ては、毎年度、自己点検 門家等で構成する評価委員 各年度の業務実績に関する自己点検評価の実施 2月~3月 各公演専門委員会、事業委員会において、事業に対する外部専門家の意見を聴取 会を設置するとともに、当該委 評価を実施し、外部の専 員会において、振興会の目標 3月~4月 各部において自己点検評価を実施 門委員会、事業委員会、 等を踏まえ、組織、運営、事 4月~5月 自己点検評価の取りまとめ 5月上旬 理事長により自己点検評価を決定、評価委員会へ提出 評価委員会などによる意 業などについて評価を実施し たか。 6月末 評議員会において、各年度の業務の実績に関する評価を審議・決定 見聴取等. 組織、事務、 事業などの改善に反映さ ○評価に際しては、担当部署が / <2>評価委員会による評価、外部専門家による各事業委員会の実施 行う自己点検、事業の実施結 1. 評議員会の開催 れていると判断できる。 果に対する当該分野の外部 各年度3回開催 専門家からの意見聴取等を 議題等:評価委員会の設置 踏まえ実施したか。 業務の運営に関する評価の審議、決定 各年度計画実施状況の報告、各年度計画についての審議 等 ○評価結果については、公表す 2. 評価委員会の開催 るとともに、組織の改善、事業 各年度 4 回開催 議題等:自己点検評価に基づく、業務の運営に関する評価の実施 の見直し、事務の改善等に反 映させ、業務運営の効率化、 委員改選: 国民に対するサービスの向上 (20年度)20年7月1日付けで3名を新任、10月1日付けで2名を改選 等に資したか。 (21年度)21年7月1日付けで評価委員2名を改選・新任 (22 年度)22 年 7 月 1 日付けで評価委員 1 名を改選・新任 (23 年度) 23 年 7 月 1 日付けで評価委員 2 名を改選・新任 (24 年度)24 年 7 月 1 日付けで評価委員 1 名を改選・新任 3. 公演専門委員会、事業委員会、芸術文化振興基金運営委員会の開催

(1) 公演専門委員会

- ・ 歌舞伎公演専門委員会 各年度 2 回開催
- ・ 文楽公演専門委員会(本館)各年度2回開催
- ・ 舞踊公演専門委員会 各年度 2 回開催
- · 邦楽公演専門委員会 各年度 2 回開催
- ・ 雅楽・声明公演専門委員会 各年度 2 回開催
- · 民俗芸能公演専門委員会 各年度 2 回開催
- ・ 民俗芸能公演及び琉球芸能公演専門委員会 各年度 2 回開催
- · 大衆芸能公演専門委員会 各年度 2 回開催
- · 能楽公演専門委員会 各年度 2 回開催
- ・ 文楽公演専門委員会(文楽劇場) 各年度2回開催
- · 文楽劇場短期公演専門委員会 各年度 2 回開催

議題等:公演計画の説明、公演実施状況についての意見聴取等

- (2) 事業委員会
 - · 養成事業委員会 各年度 1 回開催
 - · 調査事業委員会 各年度1回開催

議題等:事業計画の説明、事業実施状況についての意見聴取等

(3) 芸術文化振興基金運営委員会(各年度 3 回開催)

議題等:次年度助成活動の審査の付託、次年度助成活動の決定、改善意見についての審議等

	Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		【評定】 A			
【(大項目)3】		H20	H21	H22	H23	H24
		Α	Α	Α	Α	Α
	予算、収支計画及び資金計画	【評定】				
【(中項目)3-1】				Α		
		H20	H21	H22	H23	H24
		А	А	А	Α	А

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

自己収入の確保や税制措置も活用した寄附金、予算の効果的な執行等に努め、次の観点から適切な財務内容の実現を図る。 国民の鑑賞機会の確保、芸術活動の独創性等に十分留意しつつ、入場料、施設使用料、外部資金等自己収入の増加を図る。 また、自己収入の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

実績報告書等 参照箇所

中期目標期間事業報告書 64頁~68頁

評価基準

〇収入面に関しては、実績を勘案しつつ、国民の鑑賞機会の確保と芸術活動の独創性等に十分留意した上で劇場入場料等自己収入の増加を図ることや税制措置を活用した寄附金の確保等により、計画的な収支計画による運営を図ったか。

〇管理業務の効率化を進める 観点から、各事業年度におい て、適切な効率化を見込んだ予 算による運営に努めたか。

【予算、収支計画及び資金計画】

1. 財務状況

実績

(1) 中期計画予算(20 年度~24 年度)

(単位:百万円)

区分	中期計画 予算額	実績額	増△減	
収 入				
運営費交付金(注1)	53,922	52,696	△1,226	
雑収入	380	354	△26	
文化芸術振興費補助金(注 2)	20,712	17,710	△3,002	

分析•評価

【予算、収支計画及び資金計画】

・中期計画予算、収支計画及び資金計画については、計画額と実績額との乖離はあるが、概ね説明がされており、特に問題はないと判断している。

•	中期目標期間中、予算、収支
	計画、資金計画が順調に進め
	られたか。

【財務状況】

(当期総利益(又は当期総損 失))

・中期目標期間中の当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。

(利益剰余金(又は繰越欠損 金))

- ・中期目標期間中、利益剰余 金が計上されていた場合、国 民生活及び社会経済の安定 等の公共上の見地から実施さ れることが必要な業務を遂行 するという法人の性格に照ら し過大な利益となっていない か。
- ・中期目標期間中、繰越欠損金が計上されていた場合、その解消計画は妥当であったか。また、当該計画に従い解消が順調に進められたか。

	施設整備費補助金(注3)	4,372	6,282	1,910	
	公演事業収入	14,783	14,674	△109	
	公演受託事業収入	42	95	53	[]
	基金運用収入(注 4)	9,198	7,748	△1,450	• &d
	寄付金収入	5	0	Δ5	A え
	その他の収入	198	159	△39	好
	計	103,612	99,719	△3,893	- 特
3	·····································				15
	一般管理費(注1)	5,935	5,441	△494	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	うち人件費(注 5)	3,215	3,730	515	年
	うち物件費	2,720	1,711	△1,009	ر ک
	事業費	48,367	47,368	△999	ld
	うち人件費	10,522	9,880	△642	- ·
	うち国立劇場事業費	10,837	11,084	247	点
	うち国立劇場おきなわ事業費	3,763	3,450	△313	
	うち新国立劇場事業費	23,045	22,773	△272	
	うち舞台芸術振興事業費	200	181	△19	
	文化芸術振興費(注 2)	20,712	16,921	△3,791	
	施設整備費(注3)	4,372	6,282	1,910	
	公演事業費	14,783	14,443	△340	
	公演受託事業費	42	84	42	

【財務状況】

- ・中期目標期間における 純資産比率は90%を超 えており、財務状況は良 好である。
- ・積立金の使途について 特に問題はない。
- ・当期総利益(当期総損失)については、各事業年度においてその発生要因を把握しており、法人の業務運営に問題等はないと判断している。
- ・今中期目標期間終了時 点では、運営費交付金 債務残高は0円である。

※解消計画がない場合

・ 当該計画が策定されていない 場合、未策定の理由は妥当 か。

(運営費交付金債務)

・中期目標期間の各年度に交付された運営費交付金の各年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。

【短期借入金の限度額】

・中期目標期間中の短期借入 の実績は有ったか。有る場合 は、その額及び必要性は適切 であったか。

【重要な財産の処分等に関する計画】

・ 重要な財産の処分に関する 計画は有ったか。有る場合 は、計画に沿って順調に処分 に向けた手続きが進められた か。

基金助成事業費	9,401	7,903	△1,498
うち人件費	567	531	△36
うち物件費(注 6)	8,834	7,372	△1,462
計	103,612	98,442	△5,170

注)22 年度より上記「区分」の科目体系を変更したが、中期計画予算の科目体系により整理した

主な増減理由

- (注1) 効率化による減
- (注2) 補助金の減
- (注3) 21年度補正予算による増
- (注4) 芸術文化振興基金の運用収入の減
- (注5) 退職手当の増
- (注6) 基金運用収入減による助成費の減

(2) 収支計画(20年度~24年度)

(単位:百万円)

区分	中期計画額	実績額	増△減
費用の部			
一般管理費(注 1)	5,701	5,055	△ 646
うち人件費(注 2)	3,215	3,774	559
うち物件費	2,486	1,281	Δ 1,205
事業費	42,011	42,453	442
うち人件費	10,522	9,999	△ 523
うち国立劇場等関係経費(注3)	31,289	32,273	984

【短期借入金の限度額】 ・今中期目標期間におい

て、短期借入金はなかっ

た。

【重要な財産の処分等に 関する計画】

・今中期目標期間において、重要な財産の処分等 に関する計画はなかった。

【剰余金の使途】 ・中期目標期間中の利益剰余金は有ったか。有る場合はその要因は適切であったか。	うち舞台芸術振興事業費 文化芸術振興費(注 4) 公演事業費 公演受託事業費 基金助成事業費 うち人件費	200 20,712 14,783 42 9,401 567	181 16,845 14,156 84 7,925 585	△ 19 △ 3,867 △ 627 42 △ 1,476 18	【剰余金の使途】 ・中期目標期間中の利益 剰余金は、積立金として 処理し適切に対応した。
・中期目標期間中の目的積立	うち物件費(注 5)	8,834	7,340	△ 1,494	
金の実績は有ったか。有る場	減価償却費(注3)	6,503	5,120	△ 1,383	
合は、活用計画等の活用方 策を定める等、適切に活用さ	その他	-	△ 526	_	
れたか。	計	99,153	91,112	△ 7,515	
	収益の部				
	運営費交付金(注3)	47,332	47,992	660	
〇前期中期目標の期間の最終 年度において、独立行政法人通	雑収入	380	341	△ 39	
則法第44条の処理を行ってな	文化芸術振興費補助金(注 4)	20,712	16,940	△ 3,772	
お積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学	公演事業収入	14,783	14,702	△ 81	
大臣の承認を受けた金額につい	公演受託事業収入	42	95	53	
て、やむを得ない事由により前	基金運用収入(注 6)	9,198	7,644	△ 1,554	
期中期目標期間中に完了しなか った業務及び芸術文化振興基	寄付金収入	5	0	Δ 5	
金の運用収入を充てるべき業務	資産見返運営費交付金戻入(注3)	6,503	3,637	Δ 2,866	
の財源に充てたか。	資産見返寄付金戻入	_	200	_	
	貸倒引当金戻入	-	9	_	
	その他の収入	198	172	△ 26	
	計	99,153	91,731	Δ 7,422	
	純利益	0	619	619	
		5 D DI 00			

目的積立金取崩額	0	0	0
積立金取崩額	0	303	303
総利益	0	922	922

主な増減理由

- (注1) 効率化による減
- (注2) 退職手当の増
- (注3) 運営費交付金を財源とする固定資産取得の減
- (注4) 補助金の減
- (注5) 基金運用収入減による助成費の減
- (注6) 芸術文化振興基金の運用収入の減
- (1) 資金計画(20年度~24年度)

(単位:百万円)

区分	中期計画額	実績額	増△減
資金支出	131,003	281,685	150,682
業務活動による支出(注 1)	113,049	182,395	69,346
投資活動による支出(注 2)	16,148	72,518	56,370
財務活動による支出	_	1,185	_
翌中期目標期間(翌年度)への繰越金	1,806	25,587	23,781
資金収入	131,003	281,685	150,682
業務活動による収入	119,640	190,047	70,407
運営費交付金による収入	53,922	52,696	Δ 1,226
文化芸術振興費補助金による収入	20,712	17,710	△ 3,002
公演事業による収入	14,783	13,478	Δ 1,305

公演受託事業による収入	42	128	86
基金運用による収入	9,198	7,595	△ 1,603
その他の収入(注3)	20,983	98,440	77,457
投資活動による収入	8,072	67,614	59,542
施設整備費補助金による収入	4,372	6,248	1,876
その他の収入(注 4)	3,700	61,366	57,666
財務活動による収入	-	1	-
民間出えん金受入れによる収入	-	1	-
前中期目標期間(前年度)よりの繰越金	3,291	24,023	20,732

主な増減理由

- (注1) 有価証券、投資有価証券の取得による増
- (注2) 有価証券の取得、定期預金の預入による増
- (注3) 有価証券、投資有価証券の償還による増
- (注4) 有価証券の償還、定期預金の払戻による増

2. 剰余金

各年度の当期未処分利益について、独立行政法人通則法第 44 条第 3 項による積立金(目的積立金)は、今中期期間においては承認されなかったため、全額同条第 1 項による処理を行った。

(単位:百万円)

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
通則法 44 条 1 項積立金	0	109	374	223	71
前中期目標期間繰越積立金	971	821	784	784	763
当期未処分利益(未処理損失)	109	265	△151	△152	549

計	1,080	1,195	1,007	855	1,383	
---	-------	-------	-------	-----	-------	--

3. 外部資金の獲得状況

(単位:件、千円)

区分		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
受託事業収入	件数	3	3	4	1	2
又印ザ木牧ハ	金額	24,716	11,354	38,728	308	20,168
共催公演等収入	件数	6	13	9	11	13
	金額	24,111	50,001	23,874	32,506	30,421
	件数	-	_	-	25	57
芸術文化復興支援基金への募金	金額	_	_	_	1,759	2,912
世代立ル振興甘春早期山こ/ 春	件数	5	7	6	9	10
芸術文化振興基金民間出えん金	金額	158	67	613	277	368
=1	件数	14	23	19	46	82
計	金額	48,985	61,422	63,215	34,850	53,869

4. 短期借入金

なし

【中期目標期間に係る予算、収支計画及び資金計画に対する実績】

→【参考資料1】参照

【当期総利益(当期総損失)とその発生要因】

→【参考資料3】参照

【利益剰余金】

→【参考資料2及び3】参照

【繰越欠損金】

→【参考資料2及び3】参照

【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】 25年3月31日現在における運営費交付金債務残高は0円である。

【短期借入金の有無及び金額】 該当なし

【必要性及び適切性】 該当なし

【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】 該当なし

【利益剰余金の有無及びその要因】

→【参考資料2】参照

【目的積立金の有無及び活用状況】 今中期目標期間において承認された目的積立金はない。

【実物資産】

(保有資産全般の見直し)

【実物資産に関する見直し状況】

【実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組】

・ 実物資産について、保有の必 【政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況/進捗状況】

【実物資産】

・今中期目標期間におい て、活用が不十分な資産 要性、資産規模の適切性、有 効活用の可能性等の観点か らの適切な見直しが行われた か。

- ・見直しの結果、処分等又は有 効活用を行うものとなった資 産について、法人の取組状況 や進捗状況等は適切(順調) であったか。
- ・「勧告の方向性」や「独立行政 法人の事務・事業の見直しの 基本方針」等の政府方針を踏 まえて中期目標期間中に処 分等することとされた実物資 産について、法人の見直しが 適時適切に実施されたか(取 組状況や進捗状況等は適切 (順調)であったか)。

(資産の運用・管理)

- ・中期目標期間中の資産の活 用状況等が不十分な場合は、 原因が明らかにされたか。そ の理由は妥当であったか。
- ・実物資産の管理の効率化及 び自己収入の向上に係る法 人の取組は適切に行われた か。

(1)資産の概要と保有目的・利用状況

	ענו נאם נוא		
施設名(数)	所在地	用途	保有目的及び利用状況
国立劇場	東京都		 伝統芸能の保存・振興を図るための拠点施設として設置され、伝
本館・演芸場(1)	千代田区		
国立能楽堂(1)	東京都		統芸能の公開、伝承者の養成等の事業を安定的、継続的に実施す るために必要な施設である。
国立 <u>化</u> 未至(1)	渋谷区	劇場施設	
国立文楽劇場(1)	大阪市	劇场他設	24年度の稼働率の実績は、大劇場 96.5%、本館小劇場 93.9%、演芸場 96.7%、能楽堂 88.4%、文楽劇場 84.5%、文楽劇場小ホール
国立义未刷场(I)	中央区		云場 90.7%、化米室 00.4%、火米劇場 04.3%、火米劇場がホール 80.5%、国立劇場おきなわ大劇場 74.3%、国立劇場おきなわ小劇場
国立劇場おきなわ	沖縄県		82.0%である。
(1)	浦添市		02.070 (65%)
新国立劇場(1)	東京都 渋谷区	劇場施設	現代舞台芸術の振興・普及を図るための拠点施設として設置されたものであり、現代舞台芸術の公演、実演家の研修等の事業を安定的、継続的に実施するために必要な施設である。 24年度の稼働率の実績は、オペラ劇場 98.2%、中劇場 91.2%、小劇場 95.2%である。
新国立劇場舞台 美術センター(1)	千葉県 銚子市	保管施設	現代舞台芸術の公演に必要な舞台装置・衣装等を保管し、新国立劇場におけるレパートリー公演を安定的、継続的に実施するために必要な施設であり有効に活用されている。
職員宿舎(8)	東京地区 (7) 大阪地区 (1)	職員宿舎	当法人は東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動など業務上の必要から、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、養成研修生の利用も含めた適切な管理運営を図っている。なお借上げ宿舎については平成23年度に6戸、平成24年度に3戸廃止した。25年4月末現在、保有宿舎全64戸(うち4戸を養成研修生が利用)で入居率は76.6%である。その他、借上宿舎が2施設(2戸)あり、入居率は100%である。(東京地区0、大阪地区2)

- ・「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣)に沿った見直しを進めている。 23 年度に 6 戸の借上げ宿舎を廃止したことに続き、24 年度には東京地区の借上げ宿舎 3 戸を廃止した。引き続き、宿舎の適切な管理運営に努めるととともに、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、職員宿舎の削減を図る。
- 一部の宿舎については、養成研修生への貸与を実施し、宿舎の有効活用を図っている。
- ・ 宿舎の利用状況(25年4月末時点)は、全体(保有及び借上)で77.3%の入居率となっている。
- ・ 平成 24 年度決算において、業務の実績等の状況からサービス提供能力の低下等減損事由に該当する実物資産はない。(監事の監査結果)
- (2) 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況/進捗状況
 - 政府の方針等を踏まえて、処分等することとされた実物資産はない。
- (3) 基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況
 - 上記(1)に記載
- (4) 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的

はない。

- ・今中期目標期間において、劇場施設及び保管施設の実物資産の保有の必要性・適切性については、減損もなく、特に指摘すべき点はない。
- ・今中期目標期間において、「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産はない。
- ・職員宿舎については、 平成22年度からの借り 上げ宿舎の廃止により、 年々減少しており、廃止 の勧告を受けたものはない。
- ・廃止の決定がなされていない宿舎についても、 状況に応じて適時方針を 見直す等、対応されたい。

とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況

- ・ 上記(1)に記載。なお、職員の福利厚生を目的とした施設はない。
- (5)実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の主な取組(24年度)
 - ・「国立劇場ターボ冷凍機・冷温水発生機保守業務」「国立劇場空調等自動制御装置保守業務」等の契約で単年度から複数年の一般競争へ移行。[業務実績報告書 P239]
 - ・ 維持管理経費として、光熱水量の節減(対 22 年度比※東日本大震災前:電気△10.0%)や、廃棄物の減量化 (前年度比:一般廃棄物△1.9%、再利用廃棄物△2.0%、産業廃棄物△0.2%)、コピー枚数の抑制(前年度比: 0.0%、うち管理部門△3.1%)を行った。[業務実績報告書 P240-241]
 - ・劇場の使用効率の向上を図るため、以下の取り組みを実施。〔業務実績報告書 P156-159〕 各施設の設備等の概要や貸与手続き、空き日等の情報を HP やパンフレットで広報 利用申込受付の開始前に、施設・設備の見学会を開催 利用者との事前打ち合わせを通じた職員の技術協力等適切なサービスの提供 利用者に対するアンケートの実施と、その結果の業務への反映
 - ・ 快適な観劇環境の整備、広報・営業活動の充実により入場者・利用者の増を図った。主な取組は以下の通り。 〔業務実績報告書 P127-155〕

ホームページの充実、携帯電話用ホームページの公開、メールマガジンの配信 テレビ、新聞、駅貼りポスターなど多様なメディアを活用した広報活動の実施 ロビー内備品の整備、案内表示の改善、施設のバリアフリー化、託児サービスの実施 地震等緊急時に備えた避難訓練の実施、避難経路チラシの作成 売店・レストラン等におけるサービスの向上 座席選択機能などインターネット・チケット販売での利便性の向上 解説書の作成、字幕表示・音声同時解説の活用、公演説明会・施設見学等の実施 会員組織を運営し、会報の発行や会員限定イベントを開催 観客に対するアンケートの実施と、その結果の業務への反映

【活用状況が不十分な実物資産の有無とその理由】

該当なし

【金融資産】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切であったか。
- ・ 資産の売却や国庫納付等を 行うものとなった場合は、その 法人の取組状況や進捗状況 等は適切に行われたか。

【金融資産の保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性、規模の適切性)】

【資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の売却や国庫納付等の取組状況/進捗状況】

- ① 金融資産の名称と内容、規模(24年度末)
 - •有価証券 2.500,000,000 円
 - •投資有価証券 63,470,811,656 円
 - •長期性預金 9,800,000,000 円
- ② 保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性)

資金は主に芸術文化振興基金であり、芸術文化振興基金の運用の基本的考え方を踏まえ、毎年度芸術文化振興基金運用計画を策定し、長期的・安定的な運用を行っているところである。

【資金運用の実績】

【資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の売却や国庫納付等の取組状況/進捗状況】

【金融資産】

- ・今中期目標期間においては、金融資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした 資産規模は適切である。
- ・円安及び金利低下により、今中期目標期間終了 時における有価証券勘 定及び投資有価証券勘

(資産の運用・管理)

- ・ 中期目標期間中の資金の運用は適切に行われたか。
- ・ 資金の運用体制の整備は適切に行われたか。

(債権の管理等)

- ・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されたか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。
- ・中期目標期間中、回収計画 は適切に実施されたか。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権 等の金額やその貸付金等残 高に占める割合が増加してい る場合、ii)計画と実績に差 がある場合の要因分析が行 われたか。
- ・回収状況等を踏まえ回収計 画の見直しの必要性等の検 討が行われたか。

主な資金である芸術文化振興基金の運用実績は以下のとおり。

- ・ 芸術文化振興基金の管理運用については、安全性を重視するとともに、安定した収益の確保によって継続的な 助成が可能となるよう、資金内容及び経済情勢の正確な把握に努め、振興会に設置する資金管理委員会におい て運用方針、金融商品等の検討を行い、効率的な方法により実施した。
- ・ 上記の取組の中で、より利回りの高い債券に切り替えるために金融資産の売却を検討・実施した。 (運用実績) (単位:百万円)

区分 21 年度 22 年度 20 年度 23 年度 24 年度 実績 1.715 1.520 1.404 1.454 1.527 運用益 計画 1.855 1,502 1.412 1.512 1.408 実績 2.60% 2.30% 2.21% 2.32% 2.14% 利回り 計画 2 80% 2 14% 2 28% 2 30% 2 14%

【資金の運用体制の整備状況】

〇資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担 の考え方等)の有無とその内容

芸術文化振興基金の管理運用については、安全性を重視するとともに安定した収益の確保によって継続的な助成が可能となるよう、資金内容及び経済情勢の正確な把握に努めた。

また、運用委託は行っていない。

○資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容

年度開始前に、当該年度の運用計画を策定し運用を行う。法人が保有できる金融商品のうち、原則として長期の運用方法によりバランスよく組み合わせて行う。ただし、金融情勢の変化その他特別な事情が生じたときは年度途中でも改定を行う。

○資金の運用体制の整備状況

資金等の運用及び管理に当たり、資金等の運用状況を監視し、適確に把握するために、振興会の役員・職員等で構成する「資金管理委員会」を 20 年 4 月に設置し、資金等の運用実績、預託先金融機関の経営状況等の報告を行い、資金等の管理・運用方法の策定などを行っている。

○資金の運用に関する法人の責任の分析状況

資金管理委員会において、運用方針を定め金融商品、再運用の先等を検討し、低金利下でも必要とする運用益が得られるよう、リスクとリターンを考慮しながら効率的な管理運用に努めているところである。中でもポートフォリオの有効活用の観点から、新たに取得する債券の運用期間等について、より安全性を考慮して選定するとともに、経済状況等の情報収集に努め、運用方針に基づき効果的な運用を実施している。

【回収計画の有無とその内容(無い場合は、その理由)】

該当なし

【回収計画の実施状況】

該当なし

定の仕組債等の含み損 (時価が貸借対照表計上 額を超えないもの)は 12 億円である。

- ・今中期目標期間終了時 における長期性預金勘 定の仕組預金は、含み 益12億円である。
- ・平成20年4月に設置された資金管理委員会が、運用方針を定めるとともに金融商品、再運用の先等の検討を行っている。
- ・資産管理委員会においては、現在の環境下では、現在の環境下では、長期に固定される商品やリスクのある商品は避けることが望まれるので、ポートフォリオを考慮して新たに取得する債券を選定していることは評価できる。
- ・次期中期目標期間においても、東京電力を含めた電力債約43億円については、その運用に十分注意する必要がある。
- ・今中期目標期間において、債権の管理等につい

ては、回収可能性を検討 【 i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額/貸付金等残高に占める割合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析 して貸倒引当金を計上し 結果】 ており、特に問題はない 該当なし と判断している。 【回収計画の見直しの必要性等の検討の有無】 該当なし 【知的財産等】 【知的財産の保有の必要性の検討状況】 (保有資産全般の見直し) 【知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況/進捗状況】 中期目標期間中、特許権等 【出願に関する方針及び体制整備状況】 の知的財産について、法人に「【実施許諾に至っていない知的財産を活用するための取組】 おける保有の必要性の検討 該当なし が適切に行われたか。

(資産の運用・管理)

か。

・特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用 に関する方針の策定や体制 の整備は適切に行われたか。

・検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や 進捗状況等は適切であった

・実施許諾に至っていない知的 財産の活用を推進するための 取組は適切に行われたか。

	Ⅳ その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	【評定】 A					
【(大項目)4】		H20 A	H21 A	H22 A	H23 A	H24 A	
	人事に関する計画	【評定】		Α			
【(中項目)4一1】		H20 A	H21	H22 A	H23 A	H24 A	

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

人事管理(人件費、意識改革等)、人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図る。

実績報告書等 参照箇所

中期目標期間事業報告書 69頁~71頁

評価基準

○職員の計画的、適正な配置を 1. 人事に関する計画 図るとともに、効果的な人事交 流を実施したか。

- 〇以下の取り組みにより、事務 能率の維持、増進を図ったか。
- ①職員に対する実務研修等の 充実により、各職員の能力開 発、専門性の確保及び意識改革 を行い、より効率的な業務運営 を図る。
- ②福利厚生の充実

○常勤職員について人件費の 抑制を図ったか。

(参考)中期目標の期間中の人 件費見込み

実績

- (1) 職員の適正な配置、効果的な人事交流
 - ・ 職員の採用及び配置について、計画的かつ適正に実施した。
 - ・ 21 年度に、高度の専門知識を必要とする芸能調査役について国の機関から1 名を受け入れ、外部から専門性 を有する人材を得た。
 - ・ 24 年度に、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合に 任期を付けて採用することを可能とする任期付職員採用制度を施行し、調査研究に関する業務に携わる職員 1名を採用した。
 - ・ 国の機関、国立大学法人等との人事交流を実施し、多様な人材の確保によって組織の活性化を図った。
 - ・ 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団及び公益財団法人新国立劇場運営財団の要請により、振興会職 員の派遣や受け入れを行い、両財団における円滑な委託業務の実施に資することができた。
- (2) 職員研修の充実

【職員研修の実施状況】

区分		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
ロオ芸術立ル振翔会	件数	81 件	93 件	103 件	69 件	85 件
日本芸術文化振興会	参加者数	1,025 人	1,016 人	1,156 人	683 人	1,018 人
国立劇場おきなわ運営財団	件数	23 件	25 件	22 件	21 件	14 件

- 分析 : 評価
- ・人事に関する計画が策 定され、計画に沿って適 切に行われている。
- ・今中期目標期間におい ては、平成21年度に芸 能調査役を国の機関か ら1名を受け入れ、平成 24年度に任期付職員採 用制度により1名を採用 した。
- ・しかし、次期中期目標 期間においては、常勤職 員の技術が継承できるよ う、人員を配置する必要 がある。

11.130百万円

但し、上記の額は、役員報酬並 びに職員基本給、職員諸手当及 び超過勤務手当に相当する範 囲の費用である。

	参加者数	39 人	125 人	59 人	43 人	30 人
新国立劇場運営財団	件数	34 件	23 件	30 件	32 件	26 件
	参加者数	329 人	248 人	207 人	127 人	118人

- ・ 管理職職員を対象に管理職研修を実施した。23 年度は特に、東日本大震災を踏まえ、リスクマネージメントに 関する研修内容とした。
- ・ 新規採用職員を対象とする観客サービス研修、電話マナー研修や、営業部門の職員を対象とする営業力強化 研修、接遇研修を行い、職員の能力を向上と顧客サービスの充実を図った。
- ・ 採用後3年以内の職員を対象として、公演業務に関する研修を行い、専門的知識の習得と事業に対する意識 の向上を図った。
- ・ 舞台技術部門の若手職員について、振興会内職員間での技術の継承に努めるとともに、外部研修を積極的 に利用した。
- ・ リーダーシップ研修やフォローアップ研修を実施し、職員の各世代が主体的に業務の中核を担えるように努めた。
- ・ 全職員を対象として、外部の専門家を招聘し、その専門分野について講習(職員特別研修)を行い、職員に対する啓発を図った。
- ・ セクシャルハラスメント防止研修・メンタルヘルス研修を行い、これらに起因する問題が職場において生じること のないよう配慮し、職員の利益の保護及び職務能率を発揮できるように努めた。
- ・ 全職員を対象として、振興会情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ研修を実施した。
- ・ 施設担当職員が講師となり施設整備研修を実施し、施設整備に関し技術的な課題、工事契約等の事務執行に ついての理解を深めるとともに、東日本大震災における非構造部材の破損、落下等の被害があったことを踏ま え、非構造部材の耐震性、補強対策についての知識、技術の習得を図った。
- ・ 経理部門所属職員が講師となり経理業務研修を実施し、予算作成・収入支出業務・契約業務等に関する理解 を深め、振興会経理業務の適正化を図った。
- ・その他、内部研修や外部研修の積極的な導入を行い、業務に必要な専門的知識の習得に努めた。

(3) 福利厚生の充実

・ 心の健康に関する相談窓口は、外部専門業者と密に連携しながらプライバシーの保護に配慮し気軽に相談できる環境を整えるとともに、内部ホームページ等により周知を図った。また、メンタルヘルスの専門医を 24 年度より医務室の医師に委嘱した。

【(中項目)4-2】

施設及び設備に関する計画

【法人の達成すべき日標の概要】

- (1)劇場等の安全かつ良好な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応するため、長期的視野に立った 施設・設備の整備計画を作成する。
- (2) 国立劇場おきなわの用地(未購入の部分)について、計画的に購入を進める。

•	₽₹	7	-	٦	
L	61	۴	朼	1	

Α

H20	H21	H22	H23	H24
Α	Α	Α	Α	Α

実績報告書等 参照簡所

中期目標期間事業報告書 71頁~73頁

評価基準

〇施設・設備の老朽化への対 応、劇場利用者の安全確保及び 2. 施設・設備に関する計画 利便性の向上等のため、長期的 な視野に立った整備計画を策定 し、施設・設備に関する計画に 沿った整備を推進したか。

〇国立劇場本館が開場以来40 年以上経過していることに鑑 み、将来を見据えて、長期的な 視野に立った整備方針について 検討したか。

○国立劇場おきなわの管理運 営を適切に実施するため、用地 (未購入の土地)について、施 設・設備に関する計画に基づき 計画的に購入を進めたか。

実績

- (1)施設整備費補助金による施設・設備の整備等
- ①国立劇場おきなわの敷地購入

年 度	金 額	財 源
20 年度	412 百万円	施設整備費補助金
21 年度	488 百万円	施設整備費補助金
22 年度	449 百万円	施設整備費補助金
23 年度	412 百万円	施設整備費補助金
24 年度	55 百万円	施設整備費補助金

平成24年度の購入をもって、全劇場用地24,000㎡の取得を完了した。

(2) 運営費交付金による施設・設備の整備等

《20 年度》

国立劇場本館消防用設備改修、国立演芸場エレベーター改修、国立演芸場受水槽更新等、国立劇場大劇場エス カレーター可変速モーター設置、国立演芸場客席絨毯張替等、国立劇場おきなわ外壁ライトアップ用照明改修工事 など

《21 年度》

国立劇場監視カメラ設置、国立劇場本館冷却水ポンプ等制御盤改修、国立演芸場客席椅子更新、国立能楽堂客 用便所改修, 国立劇場本館雷話交換機更新, 国立劇場職員用 PHS 設置 など

《22 年度》

国立劇場中央監視装置改修工事、国立劇場大小劇場舞台床張替、国立劇場小劇場迫等改修工事、国立劇場小 劇場調光器盤設備整備工事、国立劇場大小劇場舞台進行設備整備、国立劇場公演記録録音調整卓更新、国立 |能楽堂観客用女子便所増築工事、国立文楽劇場舞台床機構 1 号 12 号制御系改修工事、新国立劇場(オペラ劇 場・中劇場)舞台機構木床整備工事、新国立劇場(小劇場)舞台機構制御幣等整備工事 など

- 分析:評価
- ・施設及び設備に関する 計画が策定され、計画に 沿って適切に実施されて いる。
- 国立劇場本館の整備方 針を検討するため、「国 立劇場本館長期整備方 針検討委員会」を設置し ている。
- 国立劇場おきなわの敷 地購入は、適切に完了し

《23 年度》

国立劇場大劇場楽屋(1~5号室)改修工事、国立劇場中圧ガス管引込工事、国立劇場大小劇場ロビー内ソファー・ 床机・テーブル更新、国立劇場大小劇場負荷線及び電源幹線設備更新工事、国立劇場大劇場大臣囲い改修工 事、用賀宿舎新営工事、国立能楽堂外壁塗装その他改修工事、国立文楽劇場舞台床機構 6 号~11 号迫改修工 事、新国立劇場舞台美術センター保管棟新営工事 など

《24 年度》

国立劇場屋外便所等新営工事、国立劇場本館給水設備(受水槽)改修工事、国立演芸場1·2階便所等増築・改修工事、国立演芸場吊物機構改修工事、国立文楽劇場 1·2·3 階ロビー内装改修工事、国立文楽劇場小ホール吊物機構改修工事、新国立劇場舞台美術センター保管棟新営工事 など

(3)長期的な視野に立った整備方針の検討

国立劇場本館大規模改修について、下記の通り検討を行った。

- ・ 21 年度に、開場以来 40 年以上経過した国立劇場本館の施設・設備、舞台機構、照明設備、音響設備等について、今後 20~30 年程度の長期的な期間において必要となる改修・更新内容及び整備方針の在り方等について検討するため、「国立劇場本館長期整備方針検討委員会」を設置した。
- ・ 23 年度に、調査・検討結果として、①本館開場 50 周年直後の 29 年度から 30 年度に大規模改修を実施すること、②それまでの間はトラブル防止やサービス向上に必要な整備をランク付けして実施することが望ましいことを確認し、第 3 期中期目標期間に、国立劇場本館における事業の安定的、継続的実施のため、整備の実施計画を策定し、改修工事に着手することを決定した。

【(中項目)4-3】

その他振興会の業務の運営に関し必要な事項

【法人の達成すべき目標の概要】

- (1)特定の公益法人に対し随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保する。
- (2)劇場等の管理・運営等業務について、「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、民間競争入札の実施の可否等を検討し、平成20年度中に結論を得る。

【評定】

Α

H20	H21	H22	H23	H24
В	Α	Α	Α	Α

実績報告書等 参照箇所

中期目標期間事業報告書 73頁~77頁

評価基準

〇国立劇場おきなわの管理運営については、沖縄芸能·文化の独自性とその伝統を活かし、地方自治体等地元の協力を得るため、財団法人国立劇場おきなわ運営財団に委託して行ったか。

○新国立劇場の管理運営については、芸術家、芸術団体等の 創意、工夫を取り入れるとともに 民間等の協力を得るため、財団 法人新国立劇場運営財団に委 託して行ったか。

○委託に当たっては、経費削減 に資する効果の検証を厳密に行った上で、更に効率化を図るとと もに、透明性を確保したか。

〇振興会の設置・運営する劇場等の管理・運営等業務について、「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、民間競争入札の実施の可否等を検討し、平成

実績

- 3. 運営委託(国立劇場おきなわ・新国立劇場)
- (1)国立劇場おきなわ運営委託(公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団)
 - ①委託契約の状況
 - ・ 国立劇場おきなわの管理運営については、沖縄芸能・文化の独自性とその伝統を活かし、地方自治体等地元 の協力を得るため、財団法人国立劇場おきなわ運営財団(24年4月より公益財団法人国立劇場おきなわ運営 財団)に委託して実施した。毎年度業務委託契約を締結し、委託額は以下のとおり。

(単位:千円)

年 度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
金 額	681,219	665,836	617,157	616,640	610,162
前年度比	99.9%	97.7%	92.7%	99.9%	98.9%

②委託内容

- ・沖縄伝統芸能等の公演
- ・組踊(立方・地方)伝承者の養成
- ・沖縄伝統芸能に関して調査研究を行い、また資料を収集し、利用に供すること
- ・劇場施設を沖縄伝統芸能の振興又は普及を目的とする事業その他のための利用に供すること
- ・劇場施設の管理運営
- ・ 附帯する業務
- ③運営委託の方針・連絡体制の整備等
 - ・ 財団の業務内容が振興会の年度計画に従い効率的に実施され、かつ成果が挙がるよう、振興会理事による 財団職員を対象とする研修及び新規採用職員の東京における研修を実施した。
 - ・ 振興会と財団で意見交換を行い、振興会と財団が共通理解を深め、より適正な事業の実施及び劇場の管理 運営が行われるよう環境整備を行った。
 - ・ 財団の業務が業務委託契約書に定める事業計画書及び収支計画書に沿った形で実施されていることについて、意見交換や受託業務状況報告書(各四半期及び委託期間終了後に提出)により、検証を行った。また、財団の理事会、評議員会には常に振興会職員が出席するなど、連絡体制の強化に努めた。
- ④ 効率化状況等

分析·評価

- ・運営委託に関しては、 平成23年度に「新国立 劇場及び国立劇場おき なわの運営の在り方に 関する検討会」において 議論がなされ、その結論 に沿って適切に対応され ている。
- ・次期中期目標期間においても、業務運営に関する適切な対応が望まれる。
- ・その他の劇場等の管理・運営等業務に関しては、「公共サービス改善、「公共サービス改善、「公共サービス改善、「公共サービス改善、「公共サービスでき、ではないとの実施のではないとの結論を得たが、次期中期目標期間においては、お客様視点に立った不断の見直しが

20年度中に結論を得たか。

ア. 委託先における業務の効率化等

必要である。

- ・ 各業務システムを活用して、効率的な事務処理と利用者へのサービスを実施した。
- ・ 20 年度のホームページリニューアルにより、職員での更新作業が可能となり、情報配信を速やかに行うことが可能となった。
- ・ 随意契約の見直し及び外部委託の推進に関して、23 年度までに舞台機構及び施設に関する保守契約をすべて一般入札に移行した。一般入札に馴染まないものに関しては、公募方式(プロポーザル方式)による公示を行い、公平性を図った。
- ・ 入札公告などは劇場敷地内に掲示するとともに、ホームページで競争入札参加に必要な公示を掲載し、引き続き入札機会の拡大を図った。

【省エネルギー・リサイクルの推進状況】

車 	豆八	20 年度 24 年度 実績 実績 20 ²		丰度
事項	区分			20 年度比
	電気使用量(kwh)	2,472,790	2,336,882	△5.5%
光熱水量	ガス使用量(m³)	26,581	18,670	△29.8%
	水道使用量(m³)	6,637	5,903	△11.1%
本 	一般廃棄物(kg)	0.000	0.040	A CO O%
廃棄物	産業廃棄物(kg)	6,062	2,240	△63.0%
ペーパーレス化	コピー枚数(枚)	580,973	656,781	13.0%
	用紙購入枚数(枚)	390,000	675,000	73.1%

- ・ 公演スケジュールや劇場内の人数等、施設の状況を把握しながら空調器機の効率的な運用を図り電気使用 量を節減するなど、光熱水量の節減に努めた。
- イ. 給与水準の適正化等
- ・ 財団の職員の大部分は、沖縄県からの出向職員で構成されており、沖縄県条例に準じ、必要に応じて財団職 員の給与等の減額を行った。
- ウ. 組織機構変更
- ・ 平成24年4月1日、公益財団法人へ移行した。
- ・ 公演の企画業務について質の向上を図るため、21 年度より沖縄の芸能について専門知識を有する人材を外 部から採用した。
- エ. 情報開示の推進
- ・ 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団の業務及び財務等に関する情報を開示するため、ホームページにより以下の情報を公開している。

定款・役員名簿・事業報告書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・事業計画書・ 収支予算書・委託に係る事業概要・組織図・事務分掌

- (2)新国立劇場運営委託(公益財団法人新国立劇場運営財団)
- ①委託契約の状況
 - ・ 新国立劇場の管理運営についても、芸術家、芸術団体等の創意、工夫を取り入れるとともに民間等の協力を 得るため、財団法人新国立劇場運営財団(24年4月より公益財団法人新国立劇場運営財団)に委託して実施 した。毎年度業務委託契約を締結し、委託額は以下のとおり。

(単位:千円)

年 度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
金 額	4,876,603	4,810,055	4,306,857	4,013,428	3,977,840
前年度比	96.5%	98.6%	89.5%	93.2%	99.1%

- ②委託内容
 - ・現代舞台芸術の公演
 - ・現代舞台芸術の実演家その他関係者の研修
 - ・現代舞台芸術に関して調査研究を行い、資料を収集し、利用に供すること
 - ・劇場施設を現代舞台芸術の振興又は普及を目的とする事業その他のための利用に供すること
 - ・劇場施設の管理運営
 - ・附帯する業務
- ③運営委託の方針・連絡体制の整備等
 - ・ 振興会と財団で意見交換を行い、振興会と財団が共通理解を深め、より適正な事業の実施及び劇場の管理 運営が行われるよう環境整備を行った。
 - ・ 財団の業務が業務委託契約書に定める事業計画書及び収支計画書に沿った形で実施されていることについて、定期及び随時に行う業務に関する意見交換や受託業務状況報告書(各四半期及び委託期間終了後に提出)により、検証を行っている。また、財団の主要な会議には常に振興会職員が出席するなど、連絡体制の強化に努めている。
- ④効率化状況等
- ア. 委託先における業務の効率化等
 - ・ 各業務システムを活用して、効率的な事務処理と利用者へのサービスを実施した。
 - ・ 各業務システムの設定の見直しやアップデートを行い、セキュリティ性と安定性の双方を高め、業務の効率化 を促進した。
 - ・ 随意契約の見直し及び外部委託の推進に関して、原則として一般競争入札による契約を行った。また、内容に応じて総合評価落札方式を行っているほか、簡易公募型プロポーザル方式による契約を行った。

【省エネルギー・リサイクルの推進状況】

声 语	区分	20 年度	24 3	丰度
事 項	区方	実 績	実 績	20 年度比

	電気使用量(kwh)	7,866,686	6,420,549	△18.4%
光熱水量	ガス使用量(m³)	6,114	4,769	△22%
	水道使用量(m³)	14,801	14,509	△2%
	一般廃棄物(kg)	73,865	67,303	△9%
廃棄物	再利用廃棄物(kg)	38,278	38,565	0.7%
	産業廃棄物(kg)	32,869	22,029	△33%
	コピー枚数(枚)	1,630,915	1,310,983	△19.6%
ペーパーレス化	用紙購入枚数(枚)	3,291,000	2,745,000	△16.6%

- ・ 光熱水量については、地域冷熱(冷水、蒸気)が大きなウエイトを占めるが、地域冷熱の使用量の節減に努め、基本料金(契約量)の低減につなげている。
- 地球温暖化対策計画においても、省エネルギー対策を目標以上に実施している。

イ. 給与水準の適正化等

- 新国立劇場運営財団の給与については、振興会の給与規程に準拠した規程を整備し、適正に執行した。
- ・ 国家公務員の給与見直しに対応する振興会の措置に準じ、平成24年4月1日から平成26年3月31日まで の間、臨時特例により役職員の給与を減額して支給する措置を実施している。
- ・ 24年度には、民間における退職給付の実情に鑑み退職手当の引き下げを行うことを内容とする国家公務員の 退職手当制度の改正に対応する振興会の措置に準じて、必要な措置を実施した。

ウ. 組織機構の変更

- ・ 23 年度に、「総合企画室」、「国際連携協力室」を新設した。
- ・ 平成24年4月1日、公益財団法人へ移行した。
- ・ 24 年度に、営業部の体制の大幅な見直しを行い、公演事業課、営業課、観客サービス課の 3 課体制とすることによって、これまで以上に機動的かつ効率的に機能する営業部を目指すこととした。

エ.情報開示の推進

・ 公益財団法人新国立劇場運営財団の業務及び財務等に関する情報を開示するため、ホームページにより以下の情報を公開している。

定款·役員名簿·事業報告·収支計算書·正味財産増減報告書·貸借対照表·財産目録· 事業計画·収支予算書·目的·事業·組織·入札情報

4. 民間競争入札の実施の可否等の検討

劇場等の管理・運営等業務について、「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、民間競争入札の実施の可否等を検討した。平成21年3月27日の評議員会において、各事業は密接な関連を保ち一体的に行っており、また、劇場等施設の管理運営についても事業と密接に関連しているため、劇場等の管理・運営等業務に

ついて、民間競争入札を実施することは適切ではないとの結論となり、引き続き契約の適正化の推進等により効率化を 図ることとされた。	